

平成19年第1回海津市議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年3月19日(月曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(20名)

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君

副収入役	谷 芳 和 君	産業経済部長	小 野 清 美 君
建設部長	伊 藤 秋 弘 君	水道環境部長	高 木 謙 次 君
水道環境部参事			
兼環境衛生課長	安 達 博 司 君	市民福祉部長	大 倉 富 夫 君
消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 次 長	菱 田 秀 明 君
		市 民 福 祉 部	
学校教育課長	菱 田 秀 樹 君	市 民 課 長	安 藤 勉 君
市 民 福 祉 部		歴史民俗資料館	
健 康 課 長	高 木 伊 吉 君	館 監 査 委 員	神 野 正 美 君
総務部財政課長	福 田 政 春 君	事 務 局 長	高 木 栄 君
選挙管理委員会		農 業 委 員 会	
事 務 局 長	菱 田 義 博 君	事 務 局 長	加 藤 賢 治 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	森 賢 一
議会事務局課長	
補佐兼庶務係長	近 藤 和 子

議会事務局次長

兼議事係長	馬 場 司 郎
-------	---------

開議宣告

- 議長（西脇幸雄君） 皆様方、おはようございます。

大変早朝より、傍聴の皆さん方に大勢御出席願いまして、本当にありがとうございます。

それでは、定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

- 議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、5番 森昇君、6番 永田武秀君を指名します。

一般質問

- 議長（西脇幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問が事務局に届いた順に発言を許します。

なお、答弁者は登壇にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

福井恭平君

- 議長（西脇幸雄君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可します。

福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

- 7番（福井恭平君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は二つの事柄について質問をしたいと思います。

初めに、私は財政の安定化を図ることこそが行政サービスの維持・向上への第一歩であり、自治体の責務であるとの信念に立ち、市行政のスリム化についてお尋ねをいたします。

夕張市の財政破綻で、地方自治体が置かれている厳しい現実を全国の多くの人々が知ることとなりました。人口が減り続け、寂れ行く痛々しいばかりの姿が連日のようにテレビなどで報道され、そこに住む多くの人たちの無念さと、再起を期する悲壮なまでの姿の決意の様子から、私はさまざまなことを学ぶことができました。

各種メディアから発せられている情報によれば、財政破綻した夕張市は特殊な例ではなく、似たような状況にある自治体は少なくないようであります。こうしたことから、「き

よの夕張はあすの我がまち」という言葉まで生まれている状況下で、各自治体は健全財政の確立に必死の思いで取り組んでおります。三位一体改革政策が進められる中では、財源不足問題が簡単におさまるとは考えられません。したがって、限られた財源をいかにむだなく有効に生かすかが自治体の知恵の見せどころであり、最大のテーマであると思います。

当市は間もなく誕生3年目に入り、総合開発計画にしたがって各分野における諸施策が具現化されていくこととなりますが、住民サービスの維持・向上を図るには、行政のスリム化を進めながら、諸政策には住民、民間の知恵と力を活用することが何より大切であり、そうすることが活気あふれる元気な海津市づくりに結びつくものと確信をしております。

当市でも民間の力が導入されつつありますが、道の駅、水晶の湯、歴史民俗資料館、海津苑などの市内の諸施設を今以上に有効かつ合理的に運営するためには、協働自治の精神を生かしながら、これらの運営に指定管理者制度等の導入を積極的に推し進めるべきだと考えます。

これからの市政展開の中で、協働自治の推進と指定管理者制度の活用に対して、また民間活力の導入について、どのような方針で臨むお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、南濃町の中学校の統合問題についてお尋ねをいたします。

激しい勢いで進む少子・高齢化の進行は、社会に教育、介護、医療、年金、労働力問題などさまざまな面で多種多様な問題を引き起こしていますが、その影響が最も顕著にあらわれている分野の一つに教育現場が上げられるのではないのでしょうか。それぞれの諸施設、小・中学校現場では、日夜懸命な努力がなされていると思いますが、その努力にも限界があり、幼保一元化、学校統合など、教育制度そのものを抜本的に見直さなければならない時期に来ていると言われています。

海津市においてもこの問題は例外ではなく、中学校の統合問題など多くの問題、課題が山積していますが、就学区域の見直しなど実態に合った姿への改革が徐々に進められてきています。今後も、次世代を担う子供たちのために、教育環境の整備が強力に推進され、教育のまち海津市が実現することを期待しているところでございます。

さて、南濃町には現在三つの中学校がありますが、北部にある養南中学校の生徒数は全校でも80人を切り、平成20年4月からは城山中学校への統合が決まっております。この大事業が計画どおりに粛々と進められるためにも、さまざまな課題の解決への努力が多くの関係者の皆さんのもとで日夜続けられているものと推察をいたします。第1期の統合計画が無事に完了することを心より期待しております。

ところで、こうした状況の中で、南濃中学校を含めた全面的な統合は7年、8年先の構想と言われており、気が遠くなりそうな話ではないかという声があちこちから聞こえてきま

す。財源問題を初め用地問題、通学手段の問題など、多くの問題をクリアしなければならないことは重々承知しておりますが、余りにも時間がかかり過ぎるのではないのでしょうか。一年でも二年でも早く統合を実現させ、子供たちによりよい教育環境を提供することが最も優先されるべきであると考えます。

統合新中学校の早期実現を期待している声に対して、どのように考え、今後どのような方針でこの問題に取り組んでいるかをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 福井恭平君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 福井恭平議員の、さらなる行政のスリム化についての御質問についてお答えします。

御指摘のとおり、近年の地方自治体の置かれている状況はますます厳しさを増しており、こうした事態にどのように対応するか、各自治体は必死にこの難局に立ち向かっているところであります。

海津市は、間もなく誕生後３年目を迎えます。今後の私どもの向かうべき方向を明らかにした海津市総合開発計画を先般策定させていただきました。この総合計画の中で、海津市の将来像を「協働がうみだす魅力あふれるまち 海津」と描き、市民の皆様と行政が対等な立場に立って、お互いに責任を共有しながら、目標の達成に向けて一体となってまちづくりを進めていくことをお約束させていただきました。

市民の皆様の主体性が発揮されるためには、市民活動の核となるリーダーの存在が不可欠であり、そのために、まちづくり講座とか団塊の世代講座などを通じて、協働のあり方や実例などについて、行政側とともに学んでいただいているところでございます。新年度予算にも、これらの講座を継続して開催するとともに、公募により市民の皆様にも委員になっていただくまちづくり委員会を新しく設置するなど、さらなる協働自治の推進の仕組みを盛り込んでいるところでございます。

また、御指摘の指定管理者制度や民間活力の導入につきましては、昨年度策定いたしました行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき積極的に推進しているところであります。

指定管理者制度につきましては、従前から管理委託しておりました「はばたき」や、南濃、平田の総合福祉会館におけるデイサービスセンター、各地区の集会施設などの63施設に加えて、新たに市民プール、平田リバーサイドプラザ、平田公園について、公募により指定管理者を募集・決定し、本年４月１日より導入を目指します。さらに、海津苑、南濃温泉水晶の湯などといった施設についても、指定管理者制度の導入を現在検討中、あるいは今後検

討していく予定であります。

また、民間活力の導入につきましては、結果としては採用いたしませんでしたが、給食センターの建設検討に際して、PFI方式を採用した場合の効率性、財政負担などを、直営の場合と比較検討を行いました。また、NPO法人の活力や機動力を活用させていただき、昨年10月から障害児のタイムケア事業を委託しております。

人々の価値観や生活様式が多様化、複雑化する中、公共のサービスを行政がすべて担うことはもはや困難であると考えております。市民、民間、行政の特徴や役割分担を明確化の中で、民間にゆだねるべきものは民間にという認識のもとに、業務の内容や特性に応じて民間活力の導入に取り組んでまいりたいと存じます。

また、昨今、国・県、市町村の役割分担や連携体制が議論されております。いわゆる補完性の原理により、公的部門が担うべき責務は最も市民に身近な基礎自治体が優先的に執行するという考え方から、多くの権限や事務が県などから市町村に移譲されてくるのではないかと存じます。

こうした動きから、今後とも市民の皆様との協働を推し進め、指定管理者制度、アウトソーシングなど、民間活力の導入によるスリム化を進める一方で、地方分権時代にふさわしい権限移譲の受け皿となるべく行政組織や体制を構築していく必要があると考えております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 福井恭平君の質問に対する答弁を、教育長 平野英夫君。

〔教育長 平野英夫君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 福井恭平議員の御質問にお答えします。

南濃町内中学校の統合問題につきましては、平成18年8月に海津市教育委員会として海津市南濃町地内中学校適正配置等の基本方針を定めました。

その内容は、海津市教育委員会は旧南濃町から引き継ぎされた南濃町地内中学校適正配置計画を尊重し、海津市における中学校の適正配置は旧町ごとに1校ずつとし、計3校とするというものでございます。具体的な計画は、統合は前期、後期の2段階で進めるというもので、前期計画は、養南中学校と城山中学校を平成20年4月に統合するとともに、あわせて3校統合した新中学校の基本計画を策定いたします。後期の計画は、この基本計画をもとに校舎等の整備を実施し、平成26年4月に南濃中学校を統合するというものでございます。

基本方針策定後、市議会、保護者を初め関係地区住民への説明会を開催し、基本方針の御理解を得るべく努力をしてまいりました。現在は、平成20年4月の養南中学校と城山中学校の統合に向けて、保護者や地区の代表の方々に検討していただくために中学校統合委員会の立ち上げに向けて準備をいたしております。

また、両中学校においては、統合へ向けて学校間の交流、生徒間の交流を進め、統合時の

生徒のつながりを深めるための協議を進めております。

平成19年度においては、野外研修やキャリア教育等を合同で実施すべく計画を進めていただいております。

議員御質問の後期計画の南濃中学校の統合予定時期についてでございますが、平成26年4月と基本方針では定めましたが、この平成26年はあくまで目標年度とし、遅くとも平成26年までにはと、そういう位置づけでございます。

現在、統合中学校の基本計画を策定しておりますが、策定後、拡張用地の取得、設計、建築等を含めた整備に5年ほどは必要かと考えておりますが、遅くとも平成26年には統合をとの思いで時期の設定をさせていただきました。

今後とも、少しでも早期に統合できますよう努力してまいりますので、関係する地域の皆様方や議員各位の切なる御指導、御協力をお願いし、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔7番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 7番 福井恭平君。

○7番（福井恭平君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、市長の御答弁に対してお尋ねをさせていただきます。

市長はただいまの御答弁の中で、平田公園、それから市民プール等、来年度から指定管理者制度を採用して、民間活力、民間の経営を最大限に生かしてという御答弁をいただきましたけれども、私の基本的な考え方といたしましては、市長も今答弁の中でございましたけれども、やはり民間でしかできないこと、行政しかできないことはあるわけですが、民間になじまないもの以外はできるだけ民間に任せて、合理的に有効に諸施設を経営していくというのが一番いいのではないかというふうに思います。

よく言われますけれども、平たく言いますと、行政はお金もうけは下手だということがよく言われます。当然、経営感覚とか営業ということに関して言えば、民間のプロの方が当然上手でありますので、そういう民間の力を市の行政にも思い切って採用というか、導入していくのがこれからの大きなテーマだと思います。

したがって、お金をもうける仕事というか、現在、市の施設もたくさんありますけれども、それを今までのように市がずうっと抱え込んでいると、やはり水膨れというか人員の配置という問題もありますし、経営の能力という問題もありますので、できるだけお客さん相手の事業については、民間の活力を思い切ってどんどん入れることを進めるべきだと思います。

来年度から、今説明がありました海津苑、それから水晶の湯ということについても採用を

考えるというお考えが示されましたけれども、さらにほかの施設においても思い切って研究を進めていただいて、できるものはどんどん採用してスリム化を図って、身軽な行政というか、市の体制を整えて限られた財源をうまく使うということが市民に対する行政サービスを向上させる一歩だと思いますので、さらにこの考え方を私も持っております。皆さん方、いろいろ考えがあるかと思いますが、やはり施設を有効に生かすためには、施設が遊んでいてはならないと思いますので、その生かし方を十分考えていただきながら、民間の活力をさらに導入していただくということを考えていただければと思います。

市長のこれに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、教育長に対してお尋ねをいたします。

現在、養南の統合についての作業が進んでいるということでございますが、もうすぐ小学校の卒業生が生まれますが、その町内の小学校の卒業生がどういう方向へ進学するか、例えば日新中学校の子が平田へ何人行くとか、それから南濃中学校の子が例えば日新へ何人行くとか、そういう子供の動きを、もしわかれば教えていただきたいと思います。

以上、まず2点をお尋ねいたします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 福井恭平議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおりでございます。官でできることと民でできること、それぞれ得意な分野があると思いますし、専門分野があると思っております。

したがって、本年度は市民プール、平成18年度予算が8,000万でございましたが、ドルフィンという会社に委託をしましたら4,043万で契約ができたということで、これは端的な例でございますけれども、市の持つ施設を再度見直しまして、積極的に民間委託、ましてや管理者制度とかを行ってまいりたいというふうに存じております。

それから、民間活力を利用するといったことも、今年度は計画を立てて実行の段階でありますけど、そういったことにつきましても、まちの活力に直接つながることでございますので、推し進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英夫君。

○教育長（平野英生君） 福井議員さんの御質問でございますが、現在、私自身が聞いているのは、市内の6年生の10名を超える子たちが今の指定されている中学校でないところへ入学するということを聞いておりますけれども、中に私も印象的な理由として聞いていましたのは、ある小学校の子でしたが、1小学校1中学校というところでは本当に人間関係がうまくいかない、複数の小学校が集まるところへ変わりたいという理由というようなこともありますけれども、そういう子供たちもいました。

具体的には、後ろに学校教育課長がいますので、説明してもらいたいと思います。よろし

くお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 最新のより正確なデータが、今、手にありますのでお答えします。

新１年生、今小学校６年生が中学校で指定校、つまり例えば平田中に行くべき子が日新中へ行くという、これは指定校変更と申しますが、要するに新中１で７名、それから新中２で６名の計１３名というのが正確な数字でございます。

その中で理由として、いろんな人間関係にかかわることが６名。それから、やりたい部活動があるというのが５名。それから特別支援学級、いわゆる特殊学級がないからそのある学校へということで１名。それから今教育長が申しましたように、今までは１小学校から同じメンバーで入学すると。これよりもいろんな学校から集まってくる子と勉強したいという理由で１名と、合計１３名が最新のデータでございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔７番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） ７番 福井恭平君。

○７番（福井恭平君） はい、ありがとうございました。

今、新しい中学校１年生、または２年生の子供たちの動きが若干わかりましたけれども、中学生になりますと、やはり同じ保育園からずっと６年間、保育園が１年、小学校が６年、中学校が３年と、１０年以上も同じ子供だけで過ごすというのも非常に問題があるということも言われていますし、現にそういう子供たちの動きもあるようですので、できるだけ子供たちに刺激を与える意味でも、学校統合問題については積極的に動いていただきたいと思います。

最後に、学校を建てるとなると莫大な予算も当然要りますので、学校統合問題に対する市長のお考えを一言お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 統合問題につきましては、二つの側面から考える必要があるかと思っております。

まず第１は、やはり子供たちがよりしっかり勉強ができる環境づくり、あるいは私も旧制今尾中学校というところを卒業いたしました。四つの小学校から子供たちが参りました。そして、大変刺激し合いながらともに学んだものでございまして、簡単に言いますと、陸上も、それから各スポーツ、それから勉強の方もそうでございますけれども、大変切磋琢磨し、それだけの成果が出ていたのではないかと振り返ることができます。

そういったことがございまして、大変残念ながら子供さんの数が少なくなると、中学校では専門の教科を教える先生が生徒の数によって配置をされます。それが不十分であるということは生徒にとって大変マイナスでございますし、先ほど福井先生がおっしゃいましたように、大変教育環境上好ましくないと、このように考えておりまして、まずは生徒のことを第一義的に考えることが必要であろうと思っております。

第2点目のお話でございますが、例えば今度石津小学校を建築させていただきました。校舎と体育館で15億弱かかっております。これは子供さんたちがその校舎で十分勉強していただければありがたいと思っておりますけれども、今度中学校を新しく設置するということになりますと、さらにそれ以上の金額がかかるということでございます。幸いなことに、海津市は合併をいたしましたので、10年以内ですと合併特例債を使用できると。100億の事業に対しまして95%の95億円の70%については交付税が来ると。これは自主財源を伴うものでございますので、あまり積極的に使うべきものではないと思っておりますが、しかしながら、そういった制度がある中で中学校の新しい校舎の建築をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

先ほど教育長さんが、各町に一つという前南濃町さんからの引き継ぎ問題の中で、教育委員会でそういう方向づけをしていただきました。私はそういった形で整備をさせていただくのがよりよい施設をつくるために非常に肝要ではなかろうかと、このように考えているところでございます。

以上、福井先生の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

山 田 武 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、1番 山田武君の質問を許可します。

山田武君。

〔1番 山田武君 登壇〕

○1番（山田 武君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、海津市の環境問題について市長にお伺いいたします。

まず、海津市の環境問題に対する取り組みについてお伺いをいたします。

先日、テレビ、新聞等々におきまして、愛知県の自宅でごみを集め、ごみが隣家に多大なる迷惑をかけている状況が報道されていまして。ごみを集めている当人はごみと認めず、財産であると主張しておりましたが、しかし近隣の住民は、火災の危険を心配する声も上がっていました。

海津市においては、このような状況は見られませんが、海津市では廃墟となった家屋、工場や作業場なども放置されているのを目にします。さらに、市道の片隅には大量のごみが散乱し、さらには車両まで放置されているありさまでございます。

そこで、住宅密集地に廃墟となった家屋、工場は、長年放置され、屋根が抜け落ち倒壊寸前、近隣住民には、不審者の侵入や火災の発生、また強風により飛来する危険物等々、日々心配されています。このような住民の不安を取り除くための対策としてのお考えはいかがでしょうか。

お聞きしますと、地主と家主がほとんどが別々のケースばかりでございました。それから、放置車両にはナンバープレートがついておりますが、持ち主に撤去する意思がない場合はどのような処理の方法をしたらよいものでしょうか、お尋ねいたします。

捨てればごみになりますが、リサイクルすれば資源にかわります。他の市町村においてはリサイクルセンターがありますが、海津市においても他の市町村の設備を上回るような立派な施設の建設を前向きに考えていただきたいと思います。地球に優しい環境をつくるのが、美しい海津市をつくっていくことにつながるのではないのでしょうか。

続きまして、最近、気になりますのが、残土といいますか、あるいは土というのか、その山が市内各地にふえております。もちろん地主の承諾を得て運ばれているものですが、隣地の地主、あるいは地域住民とのトラブルが多いということは事実でございます。

昨年の秋には、国道 258号線が非常に汚れていました。再三にわたり国道の渋滞が発生し、地元関係者やら公安、国道関係者が協議している姿を見かけました。一度置いた大量の土をほかの場所に移すことは簡単にできることは到底考えられませんが、水田の埋め立てであれば農業委員会の許可が必要となりますが、雑種地等に置くことは制限がないものでしょうか。せめてトラブル回避のために土を置く期間、あるいは土質、またその土の量等の内容を、隣接の地主とか、あるいは地域住民に対して開示する義務を持たせることなどの対策は考えていただけないものかと思います。また、土を 2 年 3 年、あるいはそれ以上そのままに放置されたとき、地域住民はどこに苦情を訴えればよいのか、また解決できるものか。この問題について発展途上の海津市にとって、大きな大きな迷惑事案ではないかと思います。

以上、環境のよい海津市、美しい海津市、海津市民が一丸となって取り組めないか、このような事業に立案できないかということを思っておりますが、よろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 山田武君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田武議員の、環境問題に対する御質問についてお答えをいたします

。

本市の豊かな自然と快適な生活環境を次世代に引き継いでいくことは、私たちの大切な義務であります。そのためには、今議会にも提案しております環境基本条例の目的にありますように、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定め、市民が環境と共生しながら健康で豊かな生活が確保されなければならない、その具体的な施策として、現在、環境基本計画を策定しているところであります。

さて、御質問でございますが、最初に廃墟になった家屋等でございますが、昨年5月、中津川市の空き店舗で発生した事件後、県では空き家、廃屋の調査を県下一斉に行ったところであり、本市においても調査の結果、67軒把握いたしております。しかしながら、これらの建物には所有者があり、市で取り壊したり勝手に中へ入ることができないのが実情であります。

また、空き家、空き店舗の情報は警察とも共有しており、市ではこのような建物に人が入ってたまり場などになっている形跡がないかなど、交通指導員が交通パトロールを兼ねて定期的に見回りを行っております。現在のところ、幸いたまり場などになっている形跡は見当たりませんが、今後も引き続き監視してまいります。なお、特に危険と思われる建物については、所有者に適切な管理をお願いいたしております。

次に、放置車両の対策でございますけれども、放置車両は地域の景観や市民の生活環境を損なうばかりか、放火やごみの不法投棄などの2次的犯罪を誘発するといった悪影響を及ぼすことにもなりかねません。

現在、放置車両の処理は、道路法、河川法等の規定にゆだねられているのが現状であり、当該車両の所有権の関係からも、最低でも3ヵ月はそのまま放置しなければなりません。放置車両の発生を抑制する有効な手法も整備されておらず、現行法による迅速な処理には限界があるのが現実であります。所有者が判明した車両については、所有者に処理等の勧告をしておりますが、受け入れられずそのまま放置され、やむを得ず公費で移動、保管、処理を行う場合もあります。

また、平成17年1月1日より、使用済み自動車の再資源化等に関する法律が施行され、法施行日以降に自動車の購入、または車検を受けた車が使用済みとなった場合は、自動車メーカーがリサイクル責任を果たすことになっており、将来的には減少するものと期待をいたしております。

次に、リサイクルの取り組みについては、循環型社会形成推進基本法第10条に、地方公共団体の責務として、適正に循環的な利用及び処分が行われるよう必要な施策を策定し、実施する責務を有するとなっており、使い終えたら処分するといった一方通行でなく、資源とし

て有効利用、活用していくシステムづくりが強く求められております。

本市におきましても、ごみの減量、再利用、再資源化のさらなる推進を目指し、エコドームの建設を計画いたしております。

この施設では、「市民と行政が協働し、市民が参加しやすいごみの減量化と再資源化のシステムづくり」と、「地球にある有限で価値ある資源をむだにしません」をキーワードとして、ごみとして廃棄する前に資源として有効に利用、活用していく活動拠点、また不要品のリサイクルショップ、環境に関する啓発コーナーなどを設け、環境学習の場としても幅広く展開していくものであります。まぜればごみ、分別すれば資源という意識の高揚を図り、資源循環型社会の形成並びに自然豊かな快適なまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、残土の山につきましては、農地であれば当然農地法による許可が必要であります。雑種地に残土を置くことについては、現在、何の規制もありません。ただし、岐阜県埋立て等の規制に関する条例が平成19年4月1日より施行されることにより、3,000平方メートル以上の区域において行う土砂等の埋め立て、盛り土等に関し知事の許可が必要となります。

この条例の目的は、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、県民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保するため、土砂等の埋め立て、盛り土等に関し必要な規制を行うことであります。また、この条例の施行日前より事業を行っている者は、10月以降も引き続き事業を継続する場合は、知事の許可が必要となります。

さらに、事業を行う者は、事業の目的、期間、土砂等の搬入予定量等の標識の掲示も義務づけられますので、今後、この推移を見ながら適切な指導を行っていきたいと考えております。

以上、山田武議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔1番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 1番 山田武君。

○1番（山田 武君） ただいまの市長さんの答弁、ありがとうございます。

家屋の廃墟が海津市には67軒、今あるとおっしゃいましたが、67軒でも住宅密集地内において強風が来れば飛来する、その心配があるところもあるのではないかと思います。その点につきまして、大変地域住民が心配されているところもございます。その点についてのお尋ねをさせていただきます。

私も二、三軒のところへ行きましたが、日夜大変心配していらっしゃるところもございますけれども、やはり田舎のことでございますので、なかなか口にも出せんし困ったというの

が現状でもございます。そういう点が二、三軒あります。

そして、放置車両の件につきましてでございますけれども、横着でほうっていかれる方、また国道の片隅に置いて長いこと放置される車もありますが、警察の方に言いましたら、これは海津市の場合はまだきちとした条例がないもので、相手の人の印鑑がなければ撤去することもできないし、困ったなあというようなことをお聞きしておりましたので、私直接行って聞いて、二、三引っ張りだしたこともありますけれども、そのようなことで、今後それについては変わっていくと思います。

今、市長さんが言われるように、大変横着でそのまま放置されるところもございますので、その点につきましても今後ひとつよろしくお願いいたします。廃車になった車は、今リサイクルの問題がありますので、それについていかれると思います。

そして、残土の件です。

石津の方では山の方にその土を持って上がられるような、今現状になってきておりますが、これは雑種地等では今許可が要らないということもお聞きしております。しかし、これ地域の住民、あるいは隣地の者に対しては多大なる迷惑がかかっております。今トラブルも大変起きておりますもので、何らかの形である程度縛る方法とか、それについて大きく土の質とか量とか期間とかを何とか開示する方法はできないものかということをお尋ねしたわけでございますが、その点につきまして、再度お願いいたしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 大変住宅密集地の方で御心配なされているということでございますが、先ほどお話をさせていただきましたように、個人のものであるというところに限界がございまして、さらに、私ども先ほど申し上げましたように、交通安全指導員の見回りを強化させていきたいと、このように考えております。

それから、放置車両の条例につきましては、担当課長の方から御答弁させていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 環境衛生課長 安達博司君。

○水道環境部参事兼環境衛生課長（安達博司君） それでは、放置車両の処理について、条例の制定等どうかという御質問でございましたけれども、条例を制定したとしましても、この上位法がまだ整備されておられませんので、拘束力は非常に薄いといったことになります。自転車におきましては、法がございますので適正に撤去をされておるといったような状況で、リサイクルにかかわる関係者の方によりまして、国の方へこういった放置車両の法制化ということで、現在そういった動きが進められておるといったことでございます。

あと残土の方につきましては、山の方ということで農地でございますので、農業委員会の方から答弁はさせていただきたいと思います。

- 議長（西脇幸雄君） 農業委員会事務局長 加藤賢治君。
- 農業委員会事務局長（加藤賢治君） それでは、山田議員の後半の御質問についてお答えさせていただきます。

多分、残土につきましてはそういう今の答弁でございますので、農地という考え方から御答弁させていただきます。

私どもの方では、一応２種類の申請方法と縛りがございます。ということで、１種類につきましては、農地を改良するという目的の農地改良届というのがございます。それにつきましては、農地の田が低いから畑にしたいということで埋められる場合と、それからもう一つは田から畑へ転換するということで、農地には違いございませんけれども、そういう転換等の届け出がございます。

それにつきまして、届け出書でございますので、隣地等の承諾印はとっておりませんけれども、事前に了解を得るという文言を入れております。それとあわせまして、今は南濃町のお話だと思いますので、区長さん及び農業委員さんの了承印も受けていただくということ等、それからその中には先ほど御質問の、土をどこから持ってくるかとか、どういう土であるかとか、それから期間とか、そういうことも明示しております。

ということで、改良届に対する届け出を義務づけさせていただいて、これはあくまでも農業委員会サイドでの決め事ということで、皆さんに履行させていただいております。

それからもう１点でございますけれども、もう１点は正規の委員会届でございますけれども、一時転用ということで転用届を出していただいております。

それにつきましては、第三者が申請する場合は５条申請でございますので、５条の申請と同じものを委員会に付託する、同じ書類を出していただくことになります。それには隣地の判と区長さん、それから農業委員さんの判もいただきます。それと期間限定、長くても３年以内に原形へ復帰するというのが原則でございます。農地へ戻せるような状況にするというのが一時転用の目的でございますので、そういう指導をしております。隣地の方につきましても十分配慮してほしいということでございます。

それで、私ども、今申し出がありました件につきましては、２年ほど前からこれが発生しておりまして、その発生原因になりますのは一業者といいますか、一相手に対してがほとんどでございます、今のところ。ということで、それが市内の方を通じていろいろ紹介されたり、いろんなことをやってみえるように思われます。ということから、なかなか防ぐためにも難しいということで、私ども、農業委員さんにも再三お願いいたしまして、初歩の段階で食い止めたいということから、地域の方で発見されました一、二杯入った段階でとめないとなかなかとめられないというのが現状でございます。

今までに２件ほど途中でとめてきておりますけれども、残土をダンプに二、三杯とか五杯

入れた段階でとめておりますけれども、そのことにつきましてもできるだけならそれ以前にとめたいということを思っておりますけれども、なかなか一度やりますと、それまでに業者さんと地主さんとの契約もなされて、契約を破棄するにはそれなりの努力なり損害があるということも聞いております。ということで、私どもといたしましては、やられるなら手続をして正規の表へ出せる契約を結んで実施していただきたいという指導をしております。

そういうことで、搬入路とか、どこから持ってくるとか、期間とか、そういうことにつきまして隣地の判とかいうことで、これは他のところではとっていないところもございますけれども、海津市の場合は、農業委員会といたしましても申し出事項の中で履行するということをお願いしながら、今進めておりますので、できるだけということで、私ども、自治会の方とか役員さん方にもお願いはしております。

これが一つ間違えますと、私の方が先に出来ますと営業妨害の危険が入ることから、私どもも十分注意しながら今進めております。といいますのは、相手との契約が個人的になされるということでございますので、その辺も踏まえて、今、努力しておるつもりでございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。それには関係機関と県等の御指導も得ながら実施しておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（西脇幸雄君） 1 番 山田武君。

○1 番（山田 武君） 今、残土の件でございますけれども、農業委員会の方につきましてはそういう規定もございますが、雑種地等につきましてはそのようなかたい縛りはないということでございますが、確かにそのとおりであると思います。

しかし、環境が変わるほど、景色が変わるほどの土を山に積み上げてということになりますと、大変これは地域住民も困っておりますもので、そのようなことにつきまして、今後どのようにしていったらいいかというようなこともあります。一般、我々わからない者には指導してやっていただき、迷惑はそれ以上多くならないように考えていただきたいと思います。おりますので、その土が盛られる以前にもう少し、営業妨害にならないようにひとつ何とか指導していただくことを切にお願いいたします。

どうもありがとうございました。

浅 井 まゆみ 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔 13 番 浅井まゆみ君 登壇 〕

○13番（浅井まゆみ君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目に、安心して子供を産み育てられる体制づくりをということで質問させていただきます。

今、全国的に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題になっています。

我が市におきましても例外ではありません。市民の皆さんが安心して生活するためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題は喫緊の課題ではないでしょうか。

先日、あるお母さんから、子供が夜中にぜんそくの発作を起こしたとき、小児科専門のお医者さんが近くにないから大垣まで救急で行かなければならなかった。どうして海津市には小児科がないのか。小児科の病院を何とかしてほしいと言われました。また、出産もほとんどの方が市外の産婦人科へ行ってみえる状態ではないでしょうか。

市長は、施政方針と提案説明の中で、地域で安心して受けられる地域医療体制を確立することが重要であることから、医療体制の充実に努めると言われました。また、前回の水谷議員さんの一般質問の中で、小児科、産科医不足の問題に少し触れられ、愛知医科大学の先生に相談しているということと言われましたが、その後の経過報告をお願いいたします。

また、安心できる地域医療体制を確保するための今後の取り組みについてお尋ねします。

次に、妊婦無料健診の拡大について質問します。

この質問は昨年9月議会でも取り上げさせていただきましたが、国の予算における妊産婦無料健診費用の助成が平成19年度に大幅拡充されるに当たり、再度質問させていただきます。

厚生労働省は1月28日、妊婦健診について、無料健診回数を現在の原則2回から5回以上に拡大することを決めました。公費による妊婦の無料健診の回数は、現在、全国平均で2.14回です。費用は地方交付税措置ですが、これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成は、おおむね2回分として130億円財政措置されてきました。これが19年度には、子育て支援事業、これまで200億円とあわせて約2倍の700億円になります。当市に当てはめると3,000万円程度が見込まれます。

厚労省の通知により、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されていて、健診費用は平均約12万円です。若い夫婦の負担感はとても大きいものがあります。今回の見直しは、こういった妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招く一因になっているとの判断から、厚労省は、健康で安全なお産をするためには5回以上の健診が必要としています。

平成16年度の調査では、秋田県では県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、

富山県では4回など、国の助成を上回っている市町村も少なくありません。

そこで、本市におきましては妊婦無料健診の拡大を早期に実現できないものかお尋ねします。

以上2点、安心して子供を産み育てられる体制づくりについて、市長の御所見をお願いいたします。

次に、食育推進計画の策定について質問させていただきます。

合い言葉は「早寝・早起き・朝ごはん」、心身の健やかな成長に必要な生活習慣を子供たちに修得させようという運動が、今、全国各地で始まっています。昨年4月には、この運動に賛同する100を超える個人や団体など幅広い関係者による「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会が設立されたところです。

これは、昨年、食育の質問の中で少し触れさせていただきましたが、子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、近年、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという、成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されています。例えば、テレビを見るなど夜更かしをすると、体内時計と実際の時間とのずれが生じ、時差ぼけのような状態になってしまい、そうすると体調が崩れ、意欲が低下します。

ここで、全国初の「朝ごはん条例」を施行した青森県鶴田町の取り組みを紹介します。

同町は、町民の平均寿命が全国平均を大幅に下回っていたことから、平成12年に「鶴の里健康長寿の町」を宣言し、集団健診の健診率向上や生活習慣病から守るための食生活改善など、さまざまな施策を町民総参加による健康づくり運動を展開。平成14年度には、小・中学生を対象に食生活状況調査を実施したが、1割以上の子供が朝食をとらず、しかも10時以降に就寝する夜更かし児童・生徒が多数いるという結果を得ました。

そこで、町民の長寿を守るには、御飯を中心とした日々正しい食生活習慣を身につけることが大切だと考え、町の食育基本法ともいうべき「鶴田町朝ごはん条例」を16年4月に制定・施行し、「早寝・早起き・朝ごはん」をキーワードに、町民の健康増進を図ろうと、朝御飯推進運動をスタートさせました。

この条例には、1．御飯を中心とした食生活の改善、2．早寝・早起き運動の推進、3．安全・安心な農作物の提供、4．地産地消、5．食育推進の強化、6．米文化の継承の6項目の基本方針が示されており、それぞれにガイドライン及び実施計画を策定し、事務事業を展開することにしました。

また、「おはよう、朝御飯食べてきた」と保育士が登園してきた園児や保護者に声をかける、また登校してきた児童・生徒に学校の先生が声をかけるといったほほ笑ましい光景が毎

朝繰り広げられるようになりました。

その結果、1年後の調査結果では、欠食児童・生徒数、肥満児童割合、塩分摂取量、野菜摂取量がそれぞれ改善されるなど、大きな成果が得られました。そして、17年度には地域づくり総務大臣表彰を受けられました。

そこで、本市においても、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、学校、地域、行政が一丸となった取り組みとして「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進してはどうでしょうか。

また、市民の食育への関心や、食に対する意識、食文化の継承、地産地消、食の安全性など、実態調査、アンケート調査等を行い、具体的な数値目標を設置し、食育推進計画を策定してはいかがでしょうか。

以上、市長の御所見をお伺いします。

○議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の御質問にお答えします。

1点目の、安心して子供を産み育てられる体制づくりについての御質問であります。小児救急医療については西濃地区でも医師不足が懸念されており、平成18年3月1日に西濃地域小児救急医療協議会が設立されました。

現在は大垣市主導で、大垣市民病院で1次初期診療を行う小児夜間急患医療事業が土曜日だけ実施されております。この事業はもう1日拡大して実施することとして、大垣市以外の小児科医師に協力が求められ、管内の小児科標榜診療所に対してアンケート調査を実施し、その回答に基づいて19年度からは木曜日を追加して、週2日で実施することに決定されております。この事業での土曜日の受診実績は、17年度では実施日50日、受診者数は860人で、そのうち海津市民の受診は42人となっております。

国でも小児科医師の不足を改善するため、小児科医療の集約化が検討され、県の計画として、西濃圏域では大垣市民病院で集約化することにされております。なお、海津市内には小児科診療を標榜する医療機関は13機関ありますので、申し添えさせていただきます。

また、出産も市外の産婦人科を利用される例が多いと認識しておりますが、現在のところ受け入れてもらう医療機関がなくてお困りになったという状況にはないと理解をいたしております。

愛知医科大学の先生へ相談したという件についてですが、先生が市内にお住まいということもあって、職員から成るプロジェクト委員会においてお話をいただきました。現状ではその状況にとどまっておりますが、4月からスタートする総合開発計画を推進していく中

で、医師会同様さらなる指導・助言をいただけるのではないかと期待をいたしております。

次に、妊婦健診の助成回数拡大につきましては、本年1月16日付で厚生労働省から「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」の通知が出され、妊婦健診の回数は14回程度が望ましく、また5回程度実施するのが原則であるとの見解が示され、費用は地方交付税で措置するとされております。

しかし、本市がこの通知文書を受領いたしたのは1月23日であり、既に19年度予算案の編成を終えた後のことであり、同様に県内各地でもその対応に苦慮している状況にあります。2月末に取り組み状況の調査がありましたが、県内21市におきましても、国の通知どおりに予算措置をしたところはありません。とは申しましても、妊婦の皆さんに健康で安全なお産をしていただくための措置でございますので、新年度に入りましてから、県内の状況も見ながら補正予算での対応を検討してまいります。

2点目の食育推進計画の策定についてであります。食育事業については、本市では、健康課が行う栄養教室、健康課と食生活改善協議会の協力で行う親子料理教室、いきいき元気教室のほか、乳幼児から保育園、幼稚園、小学校、スポーツ少年団、中学校、高校での食育指導、各種イベントに参加しての食育啓発など、ゼロ歳から高齢者まで幅広く実施しております。また、郷土料理をアレンジしたレシピを保健所管内の食生活改善協議会で作成し、小学校で調理指導を行う事業にも取り組んでおります。社会教育文化課でも、どろんこ学級や中央家庭教育学級で食育指導に努めております。

そのほかにも、西濃保健所の主催による西濃地域・海津市食育支援ブロック会議が開催され、保健センターの立場から、あるいは教育委員会の立場から、それぞれ報告をしました。さらに、保健所からは県食育推進基本計画素案の説明を聞き、現状の認識と将来の食育のあり方を検討しております。

また、18年、19年度の2カ年で健康づくり計画を策定中ですが、そのアンケート調査の結果では、朝食を毎日食べる率は、小学生で94.7%、中学生、高校生では84.1%、一般では85.3%となっております。平日の起きる時間では、6時から6時半が小学生で80.4%、中学生、高校生では59.4%となっております。

これらの結果も参考にしながら、西濃地域・海津市食育支援ブロック会議の中で食育推進計画についても策定の検討をしてまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔13番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

小児科については、市内に13機関があるということで、大変失礼いたしました。

小児科はそれでいいと思いますが、産婦人科の方ですけれども、地域で安全・安心のお産を続けるためにどんな対策が必要であるかということ、もう少し御検討願いたいなあということをおもっています。

この場で言うのもあれなんです、小耳に挟んだところ、大きな病気が見つけれなかったとか、手術の経過がよくなくて他市町の病院へ救急で搬送されたということもお伺いしておりますので、そういう体制づくりに今後どう取り組まれるのかということもお伺いしたいと思っています。

また、小児救急体制の電話相談体制ですね。「#8000」というものがあると思うんですが、それがまだ全然周知徹底されていない状況にあると思いますので、またこれの方も広報等で周知徹底の方をよろしく願いいたします。

まず1点、市長の御意見をお伺いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど答弁させていただきましたが、産婦人科医を妊婦さんが選択されるのは、妊婦さんがその病院の状況を選択されて選ばれると認識をいたしております。

海津市内にも産婦人科医はございますが、その中でやはりおいしい料理とか病院の雰囲気とか、そういったことで選ばれることが多いのではないかと、そういうことをおもっていますが、そういった意味で、西濃、大垣市を含めたこの地域全体での御利用、妊婦さんが産婦人科医を選択される基準の中にあるのではないかと、こういった認識をいたしております。救急制度の周知につきましては、とり行ってまいりたいと存じております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔13番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） 次に、妊婦無料健診の件でございますが、乳幼児医療費無料化の方も今回、4月より3年生まで拡大されるということで、ありがたいと思っておるんですが、まだまだ他市町村に比べましては大変おくれているのではないかというふうに感じます。実際、お母さん方からも、もうちょっと拡大できないものかという要望もいただいております。

無料健診の方なんですけれども、ぜひ次回の補正予算の方で実現に向けて御検討をお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

次に、食育についてでございますが、まず1点、栄養教諭の件だけ、進捗状況はどうなっているのか、教育委員会の方にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 教育次長 菱田秀明君。

○教育次長（菱田秀明君） 栄養教諭の問題でございますが、現在、海津市に3の給食センターがありまして、それぞれ栄養士が免許を受けまして、それぞれ受かっております。

それから、その後の経過でございますが、ただいま担当課長が来ましたので、学校教育課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 栄養教諭の件について、現在の状況ということですが、まず今教育次長が答えましたとおり、市内には3名の学校栄養職員がおります。

昨年度、全員研修を受けて栄養教諭の資格を3名とも取って、申請によって栄養教諭の免許状が授与されるわけですが、今その最中と申しますか、1名の栄養教諭が1種の栄養教諭の免許を取ったんですが、あと2名については現在申請中でございます。

それから、県内の状況ですが、栄養教諭の免許を持った者の中から県の教育委員会が栄養教諭として採用するわけです。19年度の採用者数が4名でございます。この4名はどうするかというと、19年度と20年度において、県内のそれぞれの中心となるところにおいて調査・研究を行うと。その研究の状況によって、今後ふやしていくのかとか、そんなようなことが政策的に決定されるというようなことを聞いております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

山 田 勝 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、9番 山田勝君の質問を許可します。

山田勝君。

〔9番 山田勝君 登壇〕

○9番（山田 勝君） 議長より貴重なお時間をいただきましたので、通告により発言させていただきます。

私は議会人として、真摯に堂々とタイトルに掲げました2点につき私の考えを述べ、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

まずエコドームにつきまして御質問させていただくわけですが、実は過日、産業建設委員会を傍聴させていただきまして、たまたまと申しますか、委員長の計らいでエコドームにつきましては集中審査がされまして、委員各位の活発な発言の中に私の思いと全く同じだと感じましたが、何点かが答弁になっていない、それに理解できないことも数々ありますので、本議場で、再確認を含め質問させていただきたいと思います。

それでは、エコドームにつきまして、昨年、市長よりエコドーム建設の話があり、早速議

会で検討することになりました。既に運営がなされているお隣の町、輪之内町へ視察に行き、いろいろな角度から質問をさせていただき、また説明等も聞いてまいりました。その帰りに、早速庁舎会議室において、議会議員全員から思い思いの感じたこと等を話し合った結果、一人の賛成者もなく終わってしまいました。

その後、市長は再検討をと言われ、議会運営委員会で協議した結果、産業建設委員会に一任ということになり、当時の産建委員会でさらに審査を深めたところ、間もなく南濃衛生施設利用組合でリサイクルプラザが建設されるので、その実績を見てからでも遅くはない、時期尚早と委員会で決定されました。

以来約1年が経過、新年度予算書に突然ドーム建設費が計上され、議会でドームを建設したいとの説明がありました。そこで、建設後の管理運営等お尋ねいたしましたが、「これから考える」「市民の理解を深めていきたい」との答弁しかなかった。まさに無計画の最たるものと言えませんか。市長の過去1年、議会に対し審議要請もなく、質問に対し説明もできない案件を認めることはできません。産建委員会の結論は全く無視された、思いつくままの余りにも勝手過ぎる予算で、まさに税金のむだ遣いこの上ないと思われます。

ごみ回収が3回が2回になったと言い出されましたが、いましばらく3回にふやして様子を眺め、その後十分なる検討をして、必要と判断された時点で建設することが順序だと思います。

市長の施政方針演説、また新聞紙上でも、事業での源泉経費の節約等、財政状況の大変なことも申されていますが、言われていることと行動が全く伴っていません。それに、議会軽視も甚だしい。このような進め方をされるなら、今後、海津市に議会は全く必要ない。市長は企業と行政の相違を理解されていないのではないのでしょうか。

議会議員はイエスマンか、あるいはサラリーマン扱いなのですか。私たち議会人は、衆愚政治とか大政翼賛会の集団ではないことを強く申し上げ、納得のいく具体的な答弁を求めます。

次に、といたしまして、歴史民俗資料館改装工事についての質問をさせていただきますが、これも去る14日、文教福祉委員会で質疑がなされ、いろいろお尋ねしましたが、理解しかねることも数多くあり、広く市民に判断を仰ぎたくと、そんなことを思い、この場をおかりし発言させていただきます。

オープン以来10数年が経過し、毎年8,000万円から1億弱のお金が維持管理費として使われています。入館者等の収入は300万円ほど。そのほとんどが市民の血税がつぎ込まれています。この資料館は、竹下内閣がふるさと創生資金と銘打って全国市町村に1億円が平等に配付され、そのお金をもとに20億余の建設費が投入されると聞き、当時、議会でも賛否両論でしたが、結局は多数決で建設されることが決まり、今日に至っています。膨大な税金を使

い、市民に対しいかほどのメリットがありますか。市民の最大のお荷物と言わざるを得ません。さらに、今後は修理等ますます維持管理費が増大するばかり。これからもあまり意味のない資料館を維持、存続していくことができるのでしょうか。市の財政状況を考えるとき、北海道の夕張市の予備軍を極めて憂慮せざるを得ません。

そういった観点から、資料館の縮小とか有効活用、経費の削減を今から考えなければ、またさらに思い切って取り壊すことも、改革、節約、市民の負担減につながると存じます。輪中資料館というだけに、明治、大正、昭和とつい先年まで使っていた農具や家具等が展示され、倉庫には所狭しとそれらの品物が詰まっています。そんな資料館に南濃地区で発掘された縄文以来の遺物を同居することは、余りにもアンバランスなことです。人骨のレプリカも既に 260万円もかけた立派な展示ケースにおさまっているのに、このたび館内を改装し、模造品等を展示するために四千数百万円ものむだ遣いに等しい金を使うことは、市民のお荷物にさらに賦課することは納得できません。

我が郷土の貴重な遺物であるがゆえに、慎重に保管及び扱い方を考えるべきだと思います。今日までそのままにしてあったものを、今、急いで展示をと言われることは理解しかねます。発掘された地域の先祖である大切な遺物等を資料館の片隅に展示しようとすることは、価値が理解されていないのではないのでしょうか。南濃地区の人たちは、そのような間借り展示では納得されないでしょう。

海津市と姉妹盟約がなされている霧島市国分には、国分上野原遺跡が発掘されたその場所に再現され、一大観光地となっています。歴史の浅い我が市にとって、唯一の年代の深さ、重さを自慢することのできる貴重な遺産であるだけに、きょう、あすといった駆け込みのようなことをせず、十二分に審議を尽くし対応すべきだと思います。

過日、南濃町羽沢の現地を見せていただきましたが、貝塚遺跡の隣に広大な土地も道路もあり、庭田遺跡も近くにあり、海津市のバランスも考え、南濃地区に文化遺産の拠点として、歴史・文化等の勉強、さらに羽根谷公園を含む歴史散策公園として、貴重な遺跡を長期的展望で海津市民こぞで守っていくことが地域発展に最も大切なことと考え、市長の御所見をお伺いし、次の四つの質問にお答えいただきたいと思います。

一つ、このような改装計画を言い出されたのはなぜか。

二つ、3,000平米以上もある土地の活用はどうされるのか。

三つ目、発掘された本物の保管の方が先だと思うが、それはどうされるのか。

四つ目、今後、貴重な遺物が発掘されたときどうされるのか。そのたびにまた資料館を改装される予定なのか。以上、4点についてお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 山田勝君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田勝議員の御質問にお答えします。

1点目のエコドーム建設についてのお尋ねですが、21世紀は環境に配慮したまちづくり、地域づくりの時代と言われております。

また、循環型社会形成推進基本法には、地方公共団体の責務についての規定がなされており、さきの山田武議員の答弁の中で述べさせていただいたとおりでありまして、今後の環境対策の取り組みについて一層の御理解を願いたいと存じます。

さらに、最近の国の動向の中で、3Rの推進がテレビ放送や政府インターネットテレビで放映されたり、あるいはアメリカの元副大統領アル・ゴア氏が、温暖化へと突き進む地球を憂い、温暖化によって引き起こされる数々の問題を説いた映画「不都合な真実」が、2007年アカデミー賞のドキュメンタリー長編賞を授賞したことは多くの方が御存じのことと思います。

エコドームは全国的に各地域で整備が進められており、循環型社会、省資源型社会の形成に向け必要不可欠な施設となってくると思います。先進地においては、こういった施設を視察させていただくには、有料のところもあると聞き及んでおります。

今年度実施いたしました調査、設計をもとに、エコドーム建設に当たりましての今後の進め方といたしましては、議会を初め環境審議会、廃棄物減量推進審議会の皆様にも近隣に建設されておりますこういった施設を数多く視察していただき、運営面並びに施設内のレイアウト等についても御意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

当初運営はシルバー人材センターに委託という形になりますが、NPOの設立等を積極的に呼びかけ、市民団体による活動拠点の場としていきたいと考えております。計画しております施設が、市民の皆様に積極的に活用していただけるよう、また実践的、効果的な施設でなければなりません。

ごみとして処分する前に、リデュース、リユース、リサイクルの価値観に基づくライフスタイルの創出を提唱し、あわせて地球温暖化等の環境情報の提供も行っていきたいと考えております。

私は、海津市の将来のために今できること、今やるべきことは何かを政策判断の基準にいたしております。その上で、持続的な社会を実現するためには、市民、行政が一体となって創意工夫を凝らし、資源循環型社会の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、深い御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、南濃衛生施設利用事務組合で建設が進められておりますリサイクルセンターとの整合性についてでございますが、南濃衛生施設利用事務組合のリサイクルセンターは、リサイ

クル可能な10品目を処理の対象に、有価物としての再資源化を図るものでございます。また、このセンターに設けられる研修室では、ごみ処理の一連の流れや体験学習、他の自治体や団体等の視察の場として多方面に利用される計画であります。

スケールの違いからも、本市で計画しておりますエコドームは、より身近なところで、多くの方々に環境学習に参加していただく施設であります。また、環境情報の提供、環境啓発等により、市民の環境に関する意識の改革を図ってまいります。

今後、焼却施設並びにリサイクルセンターの建設が進められていく中で、概要について随時御報告させていただきたいと思っております。

2点目の、歴史民俗資料館改修工事についてのお尋ねですが、私は歴史民俗資料館は海津市が先祖からお預かりした貴重な文化財を収蔵し、あるいは展示して次の世代に引き継ぐための拠点であり、その建物は地域の歴史と景観にマッチし、大変価値のあるものと認識をいたしております。また、子供たちが郷土の暮らしとその歴史を学び、次の代につなげていくことは、歴史民俗資料館が果たすべき大きな役割であると考えております。

さらには、福祉の世界では、昔懐かしい生活用品や写真を題材として回想することで心身の活性化を図る回想法が注目されています。高齢者の記憶、特にだれしもが鮮明に覚えている子供のころの記憶を引き出すことにより楽しい時を過ごし、それが認知症や閉じこもりの予防及び治療になるということで、歴史民俗資料館はそういう対象としても位置づけることができます。

それでは、4項目について順次御答弁させていただきます。

まず、改修工事計画を進めることにつきましては、合併前より旧南濃町では羽沢貝塚遺跡公園の構想計画をお持ちでございました。この構想は、過去2度にわたり発掘調査を実施した結果を踏まえ、学術的な観点から、宅地造成などの開発による壊滅的な状況に陥らないように、周辺の土地を購入して一体的な整備により遺跡を保存し、さらには教育資源としての有効な活用を推進しようというものであります。

しかし、本市には輪中を中心とし、中世から近世・近代までの当地の文化財を収蔵、展示する歴史民俗資料館が設置されており、また1階のホールやラウンジの部分が十分に活用されておりませんでしたので、この部分に旧南濃町で出土した文化財を展示保存すれば、新生海津市の貴重な文化財が古代から近代まで一堂に会することになり、学術的、教育的、かつまた財政的にも好ましいと判断をいたしました。

貝塚遺跡は、岐阜県内では本市にしかない貴重な遺跡であります。市の宝であります。出土した貴重な縄文、弥生時代の文化財を、古代・中世・近世・近代という歴史的な流れの中で公開していくことには、歴史民俗資料館の持つ効用を新たな形で発揮するものと考えております。また、本市の子供たちに、全国に誇れる貴重な歴史があることを総合的に学習させ

ていくことができると考えております。なお、このことにつきましては、歴史民俗資料館運営委員の皆様や市文化財審議委員の先生方からも御助言をいただいております。

次に、羽沢に購入した土地の活用についてであります。貝塚遺跡は岐阜県内では本市にのみ残っている貴重な文化財で、学術的な価値から見ても重要な地域として評価されております。

旧南濃町時代に描かれた羽沢貝塚遺跡公園の整備計画は、県内に２例しかない貝塚遺跡を有効に活用し、博物館や公園等を一体的に整備するというものでございます。

しかしながら、貝塚遺跡のような埋蔵文化財をどのように保存し、後世に引き継ぐかというのは、大きな課題であると考えております。十分な発掘調査が行われていればいいのですが、そうでなければ安易な整備は貴重な文化財を損なうばかりか、誤った歴史を後世に伝えることにもなりかねません。まずは開発などによる破壊、壊滅から文化財を守るために現状を保存するというのが、埋蔵文化財に対する適切な対応であると考えております。

続いて、遺物の保管については、現在、南濃庁舎の分庁舎に保管しておりますが、歴史民俗資料館改修後は資料館での保管を検討していきたいと考えています。

最後の、今後、市内で新たな遺物が発掘されたときの対応でございますが、発掘調査等により新たに貴重な遺物が出土した場合には、資料館で特別展などを企画し、公開してまいりたいと考えております。

以上、山田勝議員の御質問に対する御回答とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔 9 番議員挙手 〕

○議長（西脇幸雄君） 9 番 山田勝君。

○9 番（山田 勝君） 市長がさらさらと答弁されましたので、こんなことは答弁されてくるだろうということも想像して私はメモしてきましたが、まずもって、今、市長があれこれと具体的な、ああしたい、こうしたいということを述べられましたが、私は基本的にはそんなことを聞いておるんじゃない。これから申し上げたい私の肝心の、きょう、強調したことをなぜ答弁されなかったということも含めて、質問は３回ということに決まっておりますので、まとめて質問させていただきたいと思います。

まず、エコドームに関してですが、理解願いたいと申されましたが、私は反対の反対ではありません。いずれ必要なことであろうと、大切な施設になろうという思いであるには今も変わっておりません。ただ、我が市の財政状況からも、なぜそんなに慌てられるのか、あわせて質問させていただきましたが、これまでなぜ説明がされてこなかったのか、その理由も市長は述べておられません。企業と行政を勘違いされているのかということも申し上げたが、これも質問に対して答弁がいただけません。さらに、議員はイエスマンなのかというこ

とも私は伺いましたが、これも。

このようなことで進めていかれるなら、議会は全く必要ない、なくていいということにしかならんわけですが、最近、特にそういったことが、議会軽視を含めて、無視されて勝手にひとり歩きされることが非常に多くなっておるということも感じざるを得ません。それらも含めて、市長の思っておられることをひとつ教えていただきたいということです。

それと、今、議会にも何の具体的な説明も審議もなされずに、それほどまで慌てるというのは、海津市の環境破壊が他の地域よりもそんなに進んでおるのか、現在が。そのあたりも、このような住みやすい、環境のいい、特別緑も多い我が市において、この予算の緊迫した状況の中を、今、審議もなされずに敢行されることについては、この点については全く理解できないということ。今慌てなきゃならんというような環境破壊の数値等をひとつ、海津はこのくらいの数値で上がってきておるので慌てるのだということをも具体的に数値であらわしていただきたいと思います。

それから、市長の答弁の中をお聞きしておるに、これからエコドームをつくるが、「つくってから」「これから理解を」「そう思います」とか「今後伺いながら」とか「お願いし」、

そんな答えばかりです。海津の産建委員会も傍聴させていただきましたが、同じような答弁です。「もう一度検討を」とか「よく精査して」とか「ドームはよいかわからんが前向きで」とか、そんな気持ちの中でむだな血税を使うことが私は理解しかねます。

それから、アメリカの元副大統領ゴアを例に挙げられましたが、私はあんなものは、当然そういうことも関心はあるわけですが、単なる映画という判断を私はしております。ゴアの言うことが全部すべてであれば、日本へ来て講演をされておりますが、地球はあと10年とかなんとかといった、海水が何メートルも浮上するとかということを言っておりますが、そんなことなら、もう一寸先はこの地球は終わりということになるのやが、そんなことをまともに信じなくてもいいと思います。

議会軽視ということの観点と、行政執行の仕組みがどのような違いであるかということをも市長から一遍、勘違いされておるような気がするのでお聞きしたい。

それから、当面はシルバーに委託ということを言われましたが、当初、1年前にドームをつくるについてはということのときに、職員が当面管理をしていくと。後々またそういったことをと言われた記憶がございます。当時、職員でとっておって、いつシルバーに変わったのかということ。当時は職員でと。職員は山ほどおるで、職場の配置ということも考えるとうなずけんことはないなあということも感じておったんですが、きょうになったらシルバーにと、こう言われるが、ころころころと変わるということも、私は理解しかねます。

それから、実践的、効果的施設でなければというようなことも言われたと思うが、それは

どのような施設を言われるのか、我々は理解しておりませんので、お願いします。

それから、南濃リサイクルとの違いをさらに具体的に、議会としてはっきりと市民に説明のできるような、皆さんにお話をしていただきたい。今度つくろうとされるエコドームで、どれとどれと、何と何をこうするんだという、ちっともそういったことが我々には見えてきません。研修室もスケールが違うと言われたんやね。大き過ぎて違う、合わんということは極めておかしい話やと思うが、大きいとだめなのか。

それに身近なところだと言われたが、多くの方々にと言われる反面、身近なところということも含めて言われたように思うんですが、南濃衛生施設のリサイクルプラザの方がよっぽど近い人が数多くあると思うのやが、それでもエコドーム、はっきりとは知りませんが、南濃町南部につくろうという計画を、なぜそういったことをもう少し議論されないのかということ。

何遍か立てませんので、続けて資料館の方にも質問をさせていただきますが、先祖から預かった文化財を収蔵、展示し、拠点と言われましたが、今現在、どれほどの海津市内の子供たちが勉強に年間来ておるということも、先日も聞きましたが、それもお答えがありませんでしたが、そのようなところに南濃の発掘されたレプリカを飾ると、わんさと行列をなして見に来るといふようなつもりでおられるのか。むだな、本当にどぶへ捨てるような金になりはしないか。現在が、先ほども申したように、年間 8,000 万以上の経費がかかるということは、市民に大きなはかり知れない負担であるというのが今日です。何とかそういったものを市民に負担のかからぬような、軽減できるような方法を考えていくべきだと。

市長は、財政的にも好ましい判断と言われましたが、金がどんなにかかってもやっていきたいと、一心にそう思っておられるのか。市民の負担は幾らでも構わせないのやという気持ちでおられるのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

私は、今現在資料館にある私たちの家庭家具やら農機具というものは、保管をするなというのやない。あれは、今どんどんと公共施設が、保育園、幼稚園を初めあいてくるので、そういう施設に保管しておけばそれこそ適当なやかたではないかと、そんなことを思うので、そういったような施設の有効利用も含めて、資料館をいま一度、その経費のかからぬことを考えていただきたい。私たち税金を払う者にしてみたら、本当にきょうにもたたき壊したいというのが私の本音です。

それから、南濃町羽沢地域等を含めたという意見につきましても、安易な整備はできないということだと言われたと思うんですが、こんな貴重なものを安易な発掘、ユンボを持っていってがらりとほじくって一遍調査してみようかと。あるいはわけもわからず、せっかくあけてあるところに資料館をつくってどうのこうのと、そんなことを申し上げるのやない。あの一大地域を有効活用し、観光客が押し寄せてきて、あの地域が目を見はるような発展

が、私は同じ資料館に 4,000万使って捨てるような金をかけるなら、きょう、あすというのやない、何年かかかって一大観光地として皆さんがあそこで勉強ができるような地域をなぜ考えられんのかと。そういったことを長期的展望で、地域の夢構想というか、そういったことを考えていくべきだと。そそくり仕事で数千万もかけて、また今度出てきたらまた置くところがない、また資料館にとそんな金をかけるのかということもあわせて私はお尋ねをしておるのであって、市長が言われた、もし出てきたときには特別展、特別展みたいなのは、2日か1週間か10日か、そんだけばかの特別展であって、あるいは1ヵ月かもしれません。そんな発掘された貴重なものが、常時、特別展や特別展や言うて年じゅう置いておけるものではないのやが、そういったものの保管場所を、これこれこういうふう to 確保するという答弁を私は求めておったということですが、何を質問しようということで、私、何を書いたかわからんようなところも随分ありますので、以上のことについて、一遍に御質問させていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） エコドームにつきましては、先ほど御説明を申し上げました。

昨年、山田先生にも産業建設委員会の中で、本年度調査設計の費用を認めていただきました。それに従いまして、今回こういった提案をさせていただいているわけでございまして、決して議会を軽視しているわけではございません。手順を踏みながら進めさせていただいているところでございます。

それから、この施設を南濃町の南部の方で今計画をいたしておりますが、近接というのは運びやすい、あるいは親しみやすいということで地域設定をまず最初にさせていただいたわけでございまして、山田先生から御質問がございましたけれども、それがよいものであれば、非常に定着すれば、さらに海津町内、それから南濃衛生の方でございしますが、これは山田議員が御指摘のとおりです。完成すれば南濃町北部の皆さん方に御利用していただけますし、平田町の一部の方も御利用していただけるということでございます。例えば、本巣市では市内に三つエコドームをつくっております。これはやはり地域の利用される方々が利用されやすい、そういう形のものでなければこれは生きてこないということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

決して私は議員の先生方がイエスマンとは思っておりません。いろいろなことを御相談申し上げながら進めさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、歴史民俗資料館の件でございしますが、山田先生御指摘の鹿児島施設の 120億予算がかかっております。将来的に海津市も岐阜県も国も予算がよくなれば、それはそれでまた条件は違いますが、今、倉庫の中で眠っている海津市の宝をぜひ多くの小学校、

後で確認しますけれども、答弁させますが、民俗資料館には 200を超える小学校が毎年勉強に来てくれております。そこで子供さんたちに勉強していただく。また、当然海津市内の子供たちも訪れております。そういったところで海津市の歴史に触れていただくということが、本当に将来の子供たちにとって大変大事なことでないかと、このように考えているところでございます。

それと、山田先生も御理解をいただいておりますが、南濃町さんの時代に求められた 3,000平方メートルの下にはまだ遺物が残っております。人体の遺骨もあるようでございます。そういうところに施設を建てるということは法律的にも不可能でございまして、まずは埋蔵されているものを守ると、そういったことで南濃町さんの時代にあの土地を買い求められたと。あれを守らなければ開拓が進んでしまって住宅が立ち並んでしまうと。それを防止するためにあの土地を買い求められたと聞いております。

以上、山田先生の答弁にさせていただきますが、民俗資料館を岐阜県の幾つの学校が訪れているかを館長から説明をさせます。

- 議長（西脇幸雄君） 歴史民俗資料館館長 神野正美君。
- 歴史民俗資料館館長（神野正美君） それでは、県下、あるいは東海3県下の子供が歴史民俗資料館にどれだけ訪れておるかということについて、御報告させていただきます。ただし、これは2007年の4月1日から12月31日までの直近の数字でございますので、御了承をいただきたいと思います。

学校数につきましては 218校、人数にいたしまして1万 4,901人でございまして、市内の小学校、そして幼稚園等も訪れてきてくれております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

- 議長（西脇幸雄君） 9 番 山田勝君。
- 9 番（山田 勝君） 先ほど、市長から調査設計をとということを産建委員会で昨年認めるには認めました経緯は間違いありませんが、その調査設計をされた経過も何も私たちはわからないということで、私は今まで何で説明されんのやと言うておったんですが、市長はきちんと手順を踏みながら進めてきたと言われるのやが、随分食い違うと思うんです。それなら、きょう市長から答弁いただいたすべてのことがそれなりに理解されるはずですが、市長そのものも「どうでしょうか」とか、「そう思います」とか、そんなことばかり言っておられるのに、これは全く私は現在も理解していません。答弁になっておらんと思います。

それから、先ほども言いましたが、含めてですが、旧南濃町時代の、その当時の言われました構想なんかも私は全く知らないので、初めてお聞きするわけですが、そういったことは全く無視で、あの 3,000平米もいつまでか、無限大にあのままにして草刈りだけやってほうっておこうと思われておるのか。資料館にどんどんどんどん金をかけたら、そんなところで急

に思いついて変更とか、移動しようとかというようなことではなんと思うんです。まずきっかけは地域に大事だと、その場所が大事だということを強調したいということです。

それがいいか悪いか、資料館にこれだけ人間が、視察に中学校が来るとか、1万4,000人も来ておったら幾らになるのやね。300円か250円か知らんが、割引で。そんなもので300万円しか稼げんような、それはああいった保管場所だから経費がかかってもいいと、経費をどうのこうの、プラス・マイナスを強調するわけじゃありませんけど、やはり銭を取って有料で見学させるというものであれば、採算性もある程度考えていくべきや。市民にあとの残りは全部負担がかかっておるということは大変なことやと。今後、この生活の大変な時代に、そんなくだらんもので税金を払っておるようなことは、使われるというようなことは納得できんということです。

それと、大きな課題と言われたが、貴重な大きなことであるという言われ方をされたのなら、こういったことをやっていくについては、最近、地域の方々とお話し合いなんかはされたことがあるのかどうか。勝手に市庁舎の分庁舎に保管してあるものをこっちへ持ってくることに、これがよかろうよかろうと。議会にも何のそれといった相談もなしに、そういうふうに進めていかれるということ自体がひとり歩き過ぎると、私は行政の歩み方が納得できないと。私は先ほど申し上げたが、ひょっとしたら稼げるかも、そんな夢構想で、長期展望でやっていっていただきたいということを思いますので、あまり時間をとってしまってもいいかなので、それらのお答えと、それから館長、この前お答えいただけなんですが、資料館の現在の借金は何のくらいあるのや、それをきちっと答えてもらえたら、教えていただきたいと思うんです。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 民俗資料館につきましては、私は思いつきでも何でもなくて、県会議員をさせていただいておりまして、南濃町さんに貴重な文化財があるということは勉強させていただいておりましたし、前も先生方にお話を申し上げたかと思いますが、あそこの文化財を県立博物館で夏の一大テーマの中で一番主要なものとして展示をされておりました。関の県立博物館でございますけれども、そこをお邪魔させていただいて、そしてこのことは南濃町の皆さん、あるいは海津町の皆さん御存じかなあと、帰りましていろいろ確認をさせていただきましたが、なかなかそこで展示されているということは、これは県の努力も足らなかったんだと思いますけれども、御存じの方が少なかったという事実がございます。そういったように、県会議員のころから海津市には、南濃町さんには誇れる文化財があるんだと。なおそのほかにもいろいろ数多くあるという勉強をさせていただいております。

その中で、じゃあそういったものをどうして世の中に出していくのか。出していくことが必要であろうとふだんから考えておりました。その中で、私個人の考えではなくて、市民の

皆さん方の御意見も聞きましたし、民俗資料館の運営審議会の先生方の御指導もいただいて、そして進めてまいったわけでございます。

山田議員さんが、民俗資料館は金もうけという概念でお話をしておられるようでございますけれども、どの地域の民俗資料館も、やはり自分の地域の歴史・文化を学ぶ場所として位置づけていると。そういう価値観を持って運営に当たっていると。確かに先生がおっしゃっていただけるように、たくさんの方に来ていただいて、運営費が全部出るのがベストな形かもしれませんが、どこの資料館におきましても、そういった経営がなされているとは考えづらいところがございますし、私はやはりここに住む我々市民、あるいは子供たちも含めまして、こういった文化財に触れ合う、そして自信を持って育つ、そして頑張れると、そういったものになればよいというふうに思っておりますし、このものを後世の子供たちに伝えていく、そういったことも非常に大きな責務であると、このように考えているところでございます。

実は、先ほど申し上げましたように、あくまで南濃町さんで買い求められた 3,000平方メートルは、あそこは遺物を守るという目的で購入をされたと伺っておりますし、法律的にあの上は建物は建てられないと、そういうことでございますので、これからまたどういう形のものがよいのか、まだ全部すべて購入が終わっておりません。そういった意味で、今後さらに検討してまいりたいと、このように考えております。

- 議長（西脇幸雄君） 歴史民俗資料館館長 神野正美君。
- 歴史民俗資料館館長（神野正美君） それでは、先ほどの御質問の起債の残高がどれだけあるのかということにつきまして、お答えさせていただきます。

平成18年末でございますが、4億 3,643万 9,647円でございます。

渡 辺 光 明 君

- 議長（西脇幸雄君） 続きまして、19番 渡辺光明君の質問を許可します。

渡辺光明君。

〔19番 渡辺光明君 登壇〕

- 19番（渡辺光明君） 下記について一般質問を行うことを議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問内容といたしましては、非常備消防の統廃合についてということについて質問をさせていただきます。

昨今、非常備消防団を取り巻く環境が大きく変化し、従来の役割が果たせない現状があるのは、既に多くの人を感じ、その対応に苦慮しているところです。ある地区では、仕事のため住所を転出したにもかかわらず、やむなく地区の消防団員登録をして急場をしのいでいる

地区もあると聞いております。世の中の移り変わりが激しく、仕事においても多種多様化している今日、地元での職場確保も難しく、どうしても外に職場を求めなければならない現実があり、旧態依然の組織を受け継いでいくことに、当然ながら無理が生じてくることは否めないところです。

現在、非常備消防団員の人数は、平田町 125名、海津町 205名、南濃町 229名、合わせて559名の団員で組織されております。団数は58で、当然のごとく大小合わせて58台の消防自動車があります。ちなみに、19年度全体の消防費は7億 1,524万 9,000円、うち非常備消防費は 6,531万 8,000円の予算が組まれています。この予算でこれだけの組織が維持でき、安全・安心が確保されればとても安いものだと思っております。

先ほど申し上げましたように、日ごろの訓練においても、ポンプの維持管理においても、いざ火災発生時に団員が集まらないのが今の状況であります。市長はそのことについてどれだけ認識をしておられるのか。組織を残せば安全が確保できるという考えではなく、どのような組織改革をしたら機能的に、かつ瞬時に初期行動を起こすことができるのか、真剣に考えていただきたい。そうでなければ、6,500万円は全くむだなお金としか言いようがありません。

そこで、私なりに一つだけ提案をさせていただきます。

現在、市内に58部ある部を3分の1程度にすることを基本に置き、統廃合を図ることによって団員を確保する一方で、約40台の消防車が不要になってまいります。

4月以降、どこの地域でも積極的に地域防災組織の立ち上げを検討、実施されようとしておられます。私たちの地域では既に何回かの会議を持ち、実施に向けて準備を進め、4月より自治会とは別に地域防災担当の役員を置き、実施できる組織ができてきます。

近年、地域消防の役割は、地域火災の初期消火が主な役割になってきております。前段で申し上げましたが、あいてきた消防車を有効利用するため、希望があれば地域に払い下げて地域防災組織の中へ初期消火の部分も組み込んでいけば、地域の安全と慢性的消防団員の不足の解消にもつながるのではないかと考えます。

市長の考え方をお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 渡辺光明君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 渡辺光明議員の、非常備消防の統廃合についての御質問についてお答えをいたします。

消防団の活動につきましては、今さら申し上げるまでもなく「みずからの地域はみずからが守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、本市の安全・安心の確保に大きく貢献して

いただいております。

私も3年か4年ほど前に、福一色で火事がありましたときに、あそこの裏にお寺さんがございまして、そこのお庫裏さんが、地域の消防団の方々が延焼を食い止めてくれたと、私がお邪魔したときに、本当に感謝の言葉をその消防団の皆さん方に述べておられました。そういったことが非常に鮮明に残っておりまして、消防団員の皆さん方がその地域地域で頑張っているのを見ていて、大変ありがたく存じております。

しかしながら、議員御指摘の事情など諸般の事情により、消防団員の確保に非常に苦慮しておられる自治会があることを聞き及んでおります。また一方で、長年献身的に消防団組織を支えてくださっている方がお見えになることも承っております。

申し上げるまでもなく、消防団、消防団員は消防組織法に基づく組織であり、身分取り扱い等も同法で規定されており、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であります。また、国の消防力整備指針で、その地域の人口規模により基準となる消防力が示されているところであります。

消防団の再編については、現在その是非を含めて市内の地域性を考慮しながら、特定の役割を担う機能別団員・分団制の導入等も視野に入れながら、消防力を維持できるよう検討をいたしております。

今後、消防団、自治会等を含めた検討委員会を立ち上げ、御提案の地域防災組織との連携も含めた消防団の再編にかかわる検討をいただく予定になっております。

以上、渡辺光明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔19番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） せっかく答弁をしていただきましたが、私は通り一遍の答弁を求めているわけではございません。

再質問に当たる前に、一度、前に座っておられる部長さん方にもちょっと御協力をいただきたいと思います。

それぞれ跡を継いでこうやって家を守っていただいております部長さん方、当然、息子さんもお見えでしょう。現在、農業もしくは商業等自営業を含む家業に息子さんが従事されておられる部長さん方がお見えになったら、手を挙げてください。もう1点、市内でお勤めになっておられる息子さんをお持ちの部長さん方、手を挙げてください。

市長さん、消防長、振り返って後ろを見てくださいよ。だれ一人としてこの市内に職を求め、市内でお仕事をされておる御子息はおられないわけですね。それが、今、海津市の置かれておる現状でございます。

そういう中で消防団を現状のなりで維持していくということは、皆様方がお示しになったと同じようなことでございます。全く無理です。皆様方の御家庭の方が、火災等有事のときにすぐ出られる状況にないということは、我々の一般市民の各家庭の跡取りもなかなか出られる状況にはないということはこれで十分おわかりをいただけたと、そういうふうに思っております。

この消防法、消防組織法につきましては、昭和23年から26年ごろに多分つくられたものであると思いますが、それから60年、70年たって、同じような組織をこの海津市内で維持をしていくということは不可能でございます。したがって、先ほど市長さんが言われたように、いろいろな諸団体の方々と一度会議を持って検討をしていきたいというような御答弁でございましたが、いつもそうなんですよね。問題が起きるたびに、これから皆さんと協議をしていくと。私はそこまでの回答はいつも聞き飽きております。私が一番求めたいのは、協議をしていただくことは結構なんです。その後一言つけ加えていただきたいのは、例えば19年度内に何らかの答えが出せるように努力をしますとか、答えを出しますとか、そういう回答をいただきたいわけでございます。

ちなみに、私は海津町の吉里校下でございます。今、吉里小学校に103名の児童さんが見えてございます。1年から6年までですよ。1学年約18名でございますね、平均したら。18名の中に、半分は女性の方です。そうすると9人しか残りませんよね、学年ごとに。その9名残った中で、3分の2ぐらいは多分外へ職を求められると思うんです。先ほど、部長さん方の息子さんは市内で勤めておられないのと同じように、残念ながら海津市にそれを満たすだけの職場がございません。したがって外へ出られます。残った人数で、今後どうしてこの現状の消防団組織が維持でき、また市民の皆様方に有事のときのお助けができるのか。たまたま、先ほど市長さんも言われたように、福一色の火事の際にそうやってお寺さんのお庫裏さんが、地元の消防団の人が一生懸命やってくれた、本当にありがたかったというお話をいただきましたが、今後そういうことが可能なのかということになってきますと、非常に難しい問題でございます。その点を、検討じゃなくて、いつごろまでにそのことについて答えを出しますということを1点お聞かせをいただきたい。

それともう1点でございますが、地域防災組織がそれぞれの地域で立ち上がってくるわけでございますけれども、その中で消防の役割はできるのか、できないのか。防災というのは、地震に対するだけの防災なのか。例えば、隣のうちとけんかをやってあったって、隣が火事になればみんなして助けに行くんですよ。そういうことも含めて、せっかくこの地域防災組織というものを立ち上げられるのであれば、その点も含めて一度考えていくことができるのか、できないのか、消防長にも御答弁をお願いします。以上。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いをします。

まず第1点目でございます。

言われますように、確かに消防団員の方、勤務の関係で昼間は当市内にお見えになる方は少のうございます。ただ、この減少は今に始まったことではなく、もちろん決して言い逃れとか、そういう意味ではございません。以前からこういう問題は発生をいたしておるところでございます。また、現実に全国でも、以前は本当に消防団員が200万人の方が全国にお見えになりました。ただ、それがあるときを境に100万人を割り、現在は全国で90万人を割ろうとしておるところでございます。

現在、国の方はそういったことを憂慮いたしまして、消防団員の確保に努めるようにということで、市町村の方へ下知が飛んでおるという次第でございます。もちろん当市もそういった情勢でございまして、現在559名の定員に対しまして527名の実員の登録者でございますけれども、おるということでございます。

ただ、おっしゃるとおり団員の確保の点もございまして、また自治活動においてもそういったことで問題がございます。そういったことで、今現在、私どもで再編といいますが、見直しの是非も含めまして、現在そういった不足するところをどのようにフォローしたらいいかということで、消防団のOBの方とか、あるいは特別な機能を持たせた、例えば火災時だけに出勤してもらえる消防団員さんを確保するとか、そういったことで現在協議をいたしておるところでございます。そういったことで、そちらの方面、見直しの方を現在進めておるということで御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、地域自主防災組織の中での消防団の消防の役割はできるのかという御質問かと思えますけれども、先ほど市長も申しましたように、消防署、消防団は、消防組織法で定義づけられております公の機関でございます。設けなくてはならない。また、自主防災組織につきましては、災害対策基本法に載っております、市町村長がそういった任意の団体で活動できるように努めることというような文言であったと思えますけれども、そういったことで、今現在、自主防災組織の結成の方をお願いいたしております。もちろん、その中には火災とか、そういった防犯的なこと全体を含めた、自分たちの地域はみずからで守っていただくということをスローガンにした任意の団体でございます。

実際、まず火災で申しますと、火災が発生いたしましたら、やはりその組織の中へは入っていただきますけれども、消防団員の方は、先ほども申しました公的機関でございます。消防団長の命令・指示によりまして、火災現場へ赴いていただくということになるわけでございます。ですから、自主防災組織を結成するときにはそちらの方へ、消防団員さんの場合

は、指示・命令があった場合は災害現場へ赴きますよということを御理解いただいて、自主防災組織の一員になっていただいておりますというところでございます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

○企画部長（小澤一郎君） 先ほど、部長に対していろいろな調査をされました。

突然のことでございますのであれでございますが、どういう結果だったか私は見ておりませんのでわかりませんが、ほかの部長さん方の御息とかその関係は知りませんが、私どもの個人的なうちに関しましては、たまたま市外に勤めておりますが、夜は帰ってまいります。

私の地域におきましては、既にこの先の消防団員の確保についてのおおよその順番も決められておりまして、自分の子供につきましてもそういった認識であるわけでございまして、日中おりませんので決して十分な活動はできないかと思いますが、夜につきましてはそういったことで息子も意識して、その心構えでありますので、部長の家族がどうかというような今の調査については、この場でそういうことをすべてされるというのじゃなくて、市内全体がそういった空気であると、そういった傾向であるというような認識から、あえて確認をされたというような意味だと思っておりますが、部長に對することをこの場で調査されるというのは、私としてはどうかなという気はしたんですが、そういったことで調査された以上何とも言えませんが、少しそういったものには考え方を改めていただければというふうに思いました。

それと、組織につきましては、行政改革の一環として、先ほど消防長が申し上げましたように、既に再編の見直しがされておるようでございまして、ある程度行政改革のプランの中では、何年度までには結論を出すというふうの明確な年度が決まっておりますので、市長さんが申し上げた答弁については、若干やわらかいような言葉になっておりまして誤解を与えたかも知れませんが、そういったことの中で明確になっておりますので、あわせて今後についてもいろんなことでお世話になりますが、御協力方お願いするということで、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔19番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 企画部長、調査というほどの大げさなもんやないがな。お尋ねした程度のことでしょう。調査がどうのこうの、お尋ねすることに一々調査、調査といって、そんな大げさに言われるほどのことをお尋ねしたわけでもないとは思っています。

それと、消防長、ちょっと誤解があるようでございます。

地域防災組織の中で消火活動等も、消防団じゃありませんよ、その地域防災活動の中の組

織の中で、消火活動等も当然できますわねということをお尋ねしておるわけであって、せっかく再質問に立ちましたので、もう１点だけ。

例えば、海津市消防団に対して、消防団員、または消防団員組織に対して、市はどれだけの強制力と執行権があるのか。消防団というのは俗に任意の団体だと私は思って、自主団体だと、ある部分そういうふうに解釈しておりますので、例えば、地域で消防団をつくりなさいと命令できる、そういう権限があるのかないのか。例えばそれに対して、つくったものに対してどれだけの強制力等が市消防署、消防長にあるのか。そういうことも含めてちょっとお答えをいただきたい。

○議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

○企画部長（小澤一郎君） 調査という言葉は私が使いましたが、それは不適切な言葉遣いだったかも知れません。大げさに考えておるわけではございませんでして、そういったお尋ねがあったものですから、そういう言葉をとっさに使ったということでお許しをいただきたいわけなんです。ただ、１点言いたかったのは、これも私の誤解かも知れませんが、部長の子息であってもそのような状態であるといった難しい状態を御指摘されようとしていたんだと思うんですが、そういったことでこの場でそういうお尋ねをされずに、社会全体がそういう空気だから、しっかりその辺を踏まえて検討されていくようにと言われるのが、僕は望ましい質問ではなかったかというふうに勝手に思ったものですから、あえて答弁をさせていただいたということでございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 先ほどは失礼いたしました。

消火活動云々という御質問でございます。

おっしゃるとおり、自主防災組織におきましては、消火活動ばかりではございませんけれども、災害時等に対応していただくように、消火活動も含めて、またけが等をした場合、救急手当てとか応急手当てとか、そういったことも含めてお願いをいたすというものでございます。

それから、消防団に対して強制力あるいは執行権等はどうなのかという御質問でございますけれども、先ほど市長が申しました消防組織法に一部改正がございまして、たしか第９条に変わったと思います。消防本部、消防署、それから消防団を市町村は設置しなければならないという規定がございます。それに基づきまして、本市も消防本部、消防署と消防団を設置していただいております。それによって、あと消防の管理は市町村長ということで、これも組織法に定義づけられておるものでございます。

実際のところ、当然、災害時等の命令権は消防団長が行うものでございます。そしてあと、今の団員の確保等につきましては、実際のところは消防団の各分団、また部といいます

か、そちらの方に一任をいたしておりますし、幹部の皆様方にも一任をいたして、団員の確保に努めていただいておりますという現状でございます。以上でございます。

- 議長（西脇幸雄君）　しばらく休憩をいたします。

（午前 11 時 39 分）

- 議長（西脇幸雄君）　休憩を解き、再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）

飯 田 洋 君

- 議長（西脇幸雄君）　引き続きまして、10番　飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔10番　飯田洋君　登壇〕

- 10番（飯田　洋君）　議長のお許しを得まして、私はエコドーム建設に伴うごみ収集及び資源回収についてお尋ねをいたします。

午前中にもエコドームの質問がありましたが、私は別の視点から御質問をさせていただきます。

本年、施政方針の第3「美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり」にある、エコドームの建設に関連して質問をいたします。

エコドームと聞くと、輪之内町のエコドームが頭に浮かびます。一昨年の11月、議員全員が見学した際、エコドームを運営するNPO法人ピープルズコミュニティの女性役員が、熱っぽく、また自信に満ちて語られたのが記憶に残っております。

「加入する処理組合への負担金は、搬入する重量で案分する。だったら輪之内町の持ち分、財政負担を軽くするために、輪之内町から生まれた生ごみは輪之内町の土に返そう、そういう発想から私たちは立ち上がりました。EM菌ぼかしは、町から材料提供を受け自分たちの共同作業で作成し、各家庭にストックして常時利用できるようにしています。家庭から出る生ごみは、1世帯に2個ずつ無償貸与された水切り用二重底バケツを台所の隅に置いて、減量と土還元、有用な堆肥に変身を図っています」との説明でした。

旧平田町でも食生活改善協議会がこの事業に取り組み、ほとんどの町内の家庭に水切り用二重底バケツを配布し、EM菌ぼかしを利用し、コンポストの利用とともに減量と土還元を図っています。さらに、平田町に限って、ごみ収集において、可燃ごみを燃やせるごみと生ごみに分別して収集されています。その成果は実証済みであります。分別・減量は、資源循環型・省資源型社会の原点であります。ぜひこの機会に、市内全域に燃やせるごみと生ごみの分別収集に取り組み、さらなるごみの減量化と土還元を図るべきと思います。むしろエコ

ドームの建設に先立ち取り組むべきではないかと思います。今後の進め方についてお尋ねいたします。

次に、現在、親子会等各種団体は、年間行事の中で資源回収を行っています。

この活動を通じての売り上げやリサイクル奨励金は、その団体の貴重な活動資金であり、それ以上にこういった団体活動から学ぶことが多いと思います。また、各団体では少しでも有効な買い取り業者を情報交換していますが、最近は内容チェックも厳しく、スチール缶やチラシ、雑誌等は無償あるいは当初から引き取らない旨の連絡がある場合もあるそうです。

そこで、将来エコドームが建設された場合、常時搬入可能となると各戸から直接エコドームに搬入されることとなり、各種団体の活動や貴重な財源に影響を及ぼすこととなります。ぜひとも個人搬入に対し各種団体を通じての搬入が成り立つ方策を考えていただきたいと思います。

なお、ここへは市内全域からの搬入が可能であるのか、将来的には旧町ごとに建設される予定か、お尋ねをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 飯田洋君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の、エコドーム建設に伴うごみ収集及び資源回収についての御質問にお答えします。

まず生ごみの問題でございますが、生ごみの減量対策としては、電気式生ごみ処理機、コンポストの購入者に対し助成を行い、普及推進を図っております。また、今年度新たに水切り用二重バケツを 200個購入しましたので、ばかしを利用したさらなる生ごみの減量化に向け無償で貸し出しを行っております。

議員御指摘のとおり、平田町地域においては、合併前より生ごみを燃やせる生ごみと分別して収集し、生ごみ堆肥化施設により土壌還元を行い、ごみの減量化に成果を上げているところでございます。この施設で市内全域の生ごみを処理することは、機械の能力からして困難であります。ごみの減量化を進める上で、生ごみ対策は大きな課題であると認識しておりますので、引き続き生ごみの分別収集については検討させていただきます。

次に、子ども会等各種団体で行われているリサイクル活動推進事業でございますが、前年度の実績は 112団体が延べ 316回資源回収を実施されております。

エコドームが建設されると常時搬入が可能となり、各種団体の活動に影響を及ぼすのではないかと御指摘ですが、各家庭から出されるごみの中には、分別されてはいるもののまだ使えるものや、リサイクルに回せるものも混入しているのも現実であります。これは各種団体で行われている資源回収事業も定着してはいるものの、実施回数が年平均二、三回である

ことも大きな要因ではないかと思っています。

計画しておりますエコドームでは資源回収を行います、まだ使えるものや不要となったものを回収し、有効に利用・活用していくシステムづくりを目指すものであります。

エコドームはきょうの私たちの豊かで便利な生活を築いた大量生産・大量消費、大量廃棄といった悪循環を断ち切り、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進するとともに、廃棄する前に身近なところから無理なくごみの減量化に向け市民の皆様が気軽に利用いただく活動拠点であります。決して、各種団体の資源回収事業を妨げるものではないことを御理解賜りたいと思います。

将来的にはどうかというお尋ねでございますが、地域の気軽な資源回収拠点という位置づけからすれば、場所は別にしまして、中学校区ごとに1カ所ぐらいは必要かという思いはございますけれども、今回計画しております施設の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

市内全域からそこに運べるかということは、それは可能でございます。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 今、御答弁の中で水切り用二重底バケツの200個を買って準備してみえるということですが、この200個の配付先、配付計画をお尋ねしたいと思います

それから一番肝心なのは、平田町だけが、現在、生ごみと燃やせるごみを別々にしておりますけれども、既に合併して2年がたちます。一緒にできない原因がもしあれば、2年が経過しておりますので、もうそろそろ市内全域で同じ方法で収集するべきではないかと。また、ある程度は年次目標を立てて、市内同一の収集方法にするべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 環境衛生課長 安達博司君。

○水道環境部参事兼環境衛生課長（安達博司君） ただいまの御質問の中で、まず水切りのバケツの200個の配布計画ということですが、計画ではございません。平田においてはもう定着してかなり出ておりますので、壊れたりした方には補てんをさせていただいております。主に南濃と海津の方へお配りをさせていただいております。200個ありまして、在庫の方が今20個ほどということで、ほぼ出払っておるのが現状でございます。

次に、生ごみの収集に伴う統一ということで、2年がたったので市内一律にそういった方向で収集計画を立てたらどうかということでございますけれども、これにつきましても統一に向けて今調整を行っておるということで、いましばらくお時間をいただきたいというふう

に思います。

- 議長（西脇幸雄君） 再質問ありませんか。

〔10番議員挙手〕

- 議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

- 10番（飯田 洋君） しばらくということですが、再度申し上げますけれども、合併して既に2年がたっておりますので、市内統一した収集方法に早く統一をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの3番目のエコドームが将来的に各町ごとに建設される予定ですかという質問に対して、ちょっと聞き漏らしましたんですけども、将来的には各町ごとに建設をされる予定でしょうか。

- 議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

- 市長（松永清彦君） 一番最初に南濃町南部を選ばせていただきましたのは、婦人の家に若いお母さん方がいろんな趣味の会とかいろんなことで婦人の家等あそこの改善センターを御利用いただいております。それで、子供連れで来ていただいて、そこでビニ・プラとか、そういったものも出していただいて、そして子供さんと一緒に環境学習もしていただければと、そういう願いがこもっているわけございまして、その中で、先ほどおっしゃいましたように、そこでまず大変いいものであるという市民の皆さん方の認識を賜りたいと思っております。

私はいろんなところで、若い女性に、こういうものがどうかというのを聞きました。そうしましたら、やはりある地域では、私の家は広いので小屋の中に置いておけば大丈夫と、そういうような御意見もございました。

しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、ごみに関しましては、これから環境問題としてとらえて市民の皆さんと一体となってやっていくという観点の上から、やはり私は各町に一つぐらいあったらいいのかなあという思いは持っておりますけれども、先ほど山田勝議員から御質問がありました南濃衛生の方も、あそこは北部の方々が非常に近いものですから、利用していただければというふうに願っておりますけれども、そういった観点から、どこのところというふうに広げていこうという、今、希望はあります。以上でございます。

堀 田 みつ子 君

- 議長（西脇幸雄君） 引き続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

- 2 番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、二つの問題についてお尋ねいたします。

1 点目は、安心して健康に暮らせるまちづくりについてであります。

私たちすべての人に健康で文化的な生活を営む権利があります。そして、それを一番身近なところで保障しているのがそれぞれの自治体ではないでしょうか。

今、格差社会が問題になっていますが、医療の分野でも格差が広がっていると言われております。地方自治体は、地域住民にとっての防波堤の役割を担っていかなければなりません。

市長は施政方針で「安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」を 1 番に述べられております。その中で、地域医療体制を確立することが重要であることから、医療体制の充実に努めるとあります。また、環境整備についても言及されています。そして、今年度の新事業に、健康展を開催して意識の高揚を図るとありますが、一部の関係者だけに終わらせない取り組みを求めたいと思います。

そこで、安心して健康に暮らせるまちづくりのため、次の点を尋ねたいと思います。

一つには、予防のための健診事業とともにその後の取り組みをどう進められますか。保健師の役割は大きいと思いますが、地域に出向くよりもデスクワークに追われていませんか。また、個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備はどのようなことか、お聞かせください。

さらに、いざというとき安心して医者にかかることができるように、国民健康保険証を取り上げ資格証明書を発行することのないように対応すべきではないかと考えますが、市長の所見を伺います。

2 点目には、「友好・市民の翼」訪中国派遣事業についてです。

今年度、市民交流を目的とした「友好・市民の翼」訪中国の派遣事業が予算に計上されました。実行委員会を立ち上げ、教育、文化、経済、市民交流と 4 コースに分かれて事業が実施されます。各交流の参加人数に定員がありますが、定員が少ないコースに応募が多かった場合、流動的に対応ができるのでしょうか。また、各コースに同行する責任者の人数と役職はどのようになりますでしょうか。

総務常任委員会の質疑の中で、職員が同行しても、市民と同様に休暇をとり参加費を払って同行すると答弁がありましたが、市民と同じ立場で参加するということは、責任の所在を明確にするには問題がありませんでしょうか。市長の見解をお尋ねします。お願いいたします。

- 議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の御質問にお答えします。

1点目の、安心して健康に暮らせるまちづくりについてのお尋ねですが、予防のための健診事業のその後の取り組みについては、生活習慣病になる一歩手前の方、いわゆるハイリスク者への対策として、「確実にサイズダウン教室」を実施しております。わかりやすいネーミングと夜間の開催にしたことから、今年度は定員いっぱい、参加者の評判も上々と聞いております。

今後もハイリスク者の事後指導は大切でありますので、各種の教室の開催を中心として、健康相談や家庭訪問等の実施に努力してまいります。また、個人の努力に対する支援として、本教室終了者の自主グループ活動についても、ウォーキングを中心とした定期的な活動が定着しておりますので、今後も各自主グループの連携を強化し、情報交換する中で互いが刺激し合いながら、より活発な活動が展開できるように支援してまいります。

保健師がデスクワークに負われているのではないかとのお意見につきましては、各種の教室、学級、出前講座等で積極的に地域に出向き、病気になる前の予防を重視した活動に努めているところでございます。

また、健康づくりのための環境整備としましては、健康カレンダーにより各種事業を周知するとともに、19年度から新たに健康展を実施いたします。商工会のイベントにあわせて開催しますが、ストレスチェッカー、骨密度測定、体組成測定などの体験コーナーや、健康食品の試食、パンフレットの配布などを実施し、多くの皆さんに健康づくりの必要性を再認識していただける催しにしたいと考えております。

次に、国民健康保険証の資格証明書の交付についてのお尋ねですが、国民健康保険被保険者資格証明書とは被保険者の資格を有する証明で、保健医療機関での窓口負担が全額自己負担となるものであり、決して医療機関にかかることができないというものではございません。

また、資格証明書の交付につきましては、国民健康保険税を滞納している被保険者に税の納付勧奨を行い、市国民健康保険税滞納世帯に関する事務処理要綱等に基づいて、相当の期間を定めて弁明の機会を与えて、弁明書の提出を求めています。弁明が期限までになされないとき、またその理由が特別な事業とは認められないときは、被保険者証の返還を求めるなどの手続を経てから資格証明書を交付する場合があります。これは税の公平性を保つルールであると考えております。

2点目の「友好・市民の翼」訪中団の派遣事業についてのお尋ねですが、参加定員につきましては、各交流コースごとに決めました定員内での募集をしてまいります。極端に応募が少ないコースについては他のコースとの合同にするとともに、相対的には教育交流コース

を除いた定員の中で調整をいたす予定であります。

なお、教育交流コースは中学生を対象にしておりますので、調整の対象外とするとともに、参加定員が15名以下の場合は現地の学校での交流が困難になりますので、中止する予定でございます。

次に、各交流コースには参加者から団長を選出していただきます。引率者は、市民交流については3名程度、経済交流・文化交流については1名程度、教育交流については3名程度を考えております。また、経済交流については商工会職員に引率者を依頼する予定であります。

なお、今回の訪中団の旅行企画は実行委員会、旅行主催は旅行会社となりますので、各参加者は旅行会社の旅行約款により契約をされたものとなり、申込書にはその旨を承諾の上参加申し込みをしていただくことになります。

このようなことから、引率者に特段の責任がこうむるものではないと考えておりますが、参加者の皆さんに安全に旅行していただくよう、現地政府関連機関とも連携を図り、安全対策には万全を期していきたいと考えております。また、旅行会社による旅行主催保険もありますが、実行委員会においても、事故、けが等に対応する保険を上乗せ加入してまいります。

引率者の職員については、まだ選任はしてありませんが、日本人添乗員も同行し、現地では江西省人民政府の職員による通訳、添乗もありますので、各コースの人員点呼等、比較的簡単な業務のみであると推察しますが、職員が引率者として参加する場合は公務災害補償等の問題もありますので、公務扱いとして旅費別途の出張命令を出すことも含めて、今後検討をしてまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、医療の問題なんですけれども、資格証明書というのを発行すると医者にかかれなことはないと言われました。けれども、10割そのまま全額払わなくては行けないというふうなことがあります。そういう中で、本当に滞納ということもありますけれども、どうしても払えないというふうな方なり、期間をある程度とって滞納者へのコンタクトをとるとは言われましたけれども、滞納してみえる方、督促状であるとかいろいろなものが来たとしても、絶対に役所の敷居というのは高いと思うんです。

ふだん交流を普通にしていた人との関係にしても、相手に何かを借りていたりだとか、何かやってねと言われていることをまだできていなかったりとかというときに、相手方と対応

するのって、本当に普通に考えてもちょっとちゅうちょする。それがこの滞納というのはもっと大変なことなんですよね。

そういう部分で、できる限り本当に悪質な滞納者かどうかということはしっかりと見きわめていただきたいというのが1点なんですけれども、それと、デスクワークに追われていないかというふうに聞いたのは、そう何人かから聞いたわけでもないし、「あんまり保健師の方は、特に外に出ているというわけではないし」というふうなことを聞きますので、この点を。今はコンピュータでの処理だとか、そういうふうな事務処理の方が結構多くなっていると思うものですから、その点をきちんとした事務方を配置するということをしていかなくてはいけないかなと思います。

先ほど、訪中国の方の責任の所在、そんな簡単なことだよというふうには言われましたけれども、今、公務災害の問題を言われました。公務災害をつけるとしたら、きちんとした出張以外に公務災害はつけられませんよね、たしか。公務災害を考えるのであれば、やはりきちんと、これは検討というんじゃなくて、出張というふうなことをしていただきたいと思います。職員の方も労働者として保障されるところはきちんと保障されるのが必要だと思っていますし、こうしたことは条例にのっとってきちんと区切りをつけるべきであるということと、なかなか今、こうした出張というふうで、確かにお金の点でいうと、ある程度予算を組まなくてはならないというふうなことになりますけれども、そういうことに対してお仕事というか、全体の目配りとか、そういうことをしていただくわけですから、やはり責任の所在を明確にするために出張ということを求めたいと思います。

以上、この2点について、もう一度簡単にでもいいので答弁を下さい。

- 議長（西脇幸雄君） 市民課長 安藤勉君。
- 市民福祉部市民課長（安藤 勉君） 失礼します。

滞納者の方が非常に役所に足が遠いということでございますが、十分に納付相談等をやらせていただきまして、またあるいは電話等でも十分な対応をさせていただけると思っておりますので、今後もそういった納税者の方と十分な納税相談を行いながら、適正な税の確保に当たってまいりたいというふうに思っております。

また、悪質な滞納者につきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、要綱に従ってさせていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（西脇幸雄君） 健康課長 高木伊吉君。
- 市民福祉部健康課長（高木伊吉君） 保健師がデスクワークに追われて外に出る機会が少なくなっているんじゃないかという御指摘でございますが、保健師の業務といたしますのは、当然外に出る業務ということが中心で動いておりまして、事務的なことでいいますと、基本的には外に出て仕事をしてまいりましたもののまとめの関係、こういったものも事務として

の一つの仕事になってくるわけですが、できるだけ外に出る機会、回答の中にもございますように、ふやしながら、適正な勤務の方法を考えてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 総務課長 菱田正保君。

○総務部次長兼総務課長（菱田正保君） 訪中団の職員の派遣について、出張等の扱いでございますが、先ほど市長から御答弁申し上げましたように、公務扱いとして旅費別途の出張命令を出すことも含めて、今後検討してまいりますというふうに述べておりますので、ただいま堀田議員の再質問の御発言の趣旨をよく理解しながら検討させていただきます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

川 瀬 厚 美 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、4番 川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので、2点の質問をいたします。

災害時、中学生にも一役ということと、二つ目は羽沢貝塚 3,000平米の今後についてということで、2点お尋ねをしたいと思います。

昔は、中学生にもなれば一人前と言われました。では、何が一人前かといえば、大体の家事はこなすようになっていたからでありましょう。しかし、世の発達とともに、子供たちが精神面で大人になる年齢は次第に高くなっていったと思われまします。それは、家庭で、社会で、子供たちの手間を必要としなくなったためでありましょう。

昨年、市内の中学2年生は5日間の職場体験をし、ほんの少し社会をかいま見ました。私も2人の中学生を受け入れましたが、彼らは優秀ではあるが、ある面ひ弱さを感じました。それは幼いころより鍛えられる機会が少なくなったからでありましょう。

その未熟さが、その弱さが、今、社会問題となっております。いじめにもつながっているのではないのでしょうか。いじめる子もいじめられる子も弱いのであります。自分に痛みを覚えれば、人にはしない。私は今の子供たちにどのような形で鍛える場を与えたらよいか、いつも考えています。

市長は施政方針の中で、市民の防災意識の高揚を図り、組織の育成と強化に努めると述べられました。今、大人の責任はいかに子供たちを鍛えるか、社会の一員であることを早く自覚させることではないかと思ひます。

体は一人前、防災教育も十分可能と思います。A E Dの使用、心肺蘇生法や止血法、また非常食等々、婦人防火クラブの方々及び日赤の方々と連携をし、命の大切さ、また社会に対する貢献を自覚させる場があつていいと考えます。

和歌山県教育委員会では、県下の高校何校かをモデル校に指定し、真剣に取り組んでおります。また、安八町の中学校では、生徒会と町が防災協定を結んだと新聞報道がございました。私は、そういった機会を与えることは、子供たちへの愛情と考えます。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、羽沢貝塚 3,000平米の今後についてお尋ねします。

私は平成15年、旧南濃町議会において、羽沢貝塚、庭田貝塚は町の財産であり資源である、大事にしたい。また、付加価値をつけて集客、活性化に努めたらということを述べました。またその後の質問で、現地を地球50億年の歴史から、また人類誕生の歴史等々、現在まで話題に事欠かない、そういったことが学べるような場所にできたらいいと、そのように発言した経緯がございます。もちろん、ただでできることではありませんので、その推移を見守っておりました。

19年度市の予算において歴史資料館の改造に予算計上されております。そういう経緯がございますので、手放して喜ぶものではございませんが、では現地の 3,000平米は今後草の守りだけをされていくのか、また何か計画をされているのか。当然、現地の羽沢の方々からも日々問い合わせがございます。その点、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点の御質問をいたします。

○議長（西脇幸雄君） 川瀬厚美君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の御質問についてお答えします。

1点目の、災害時に中学生にも一役をとのお尋ねですが、今年度、市内の中学生を対象に行いました防災講習では、A E Dを含めた普通救命講習に 187名が受講したほか、避難訓練時等における防災講話に 664名の中学生が参加をしていただきました。また、職場体験では、消防本部に56名の中学生を受け入れております。救命講習につきましては、10年ほど前から、在学中の3年間のうちに全生徒が必ず受講するよう計画的に実施しております。今後とも救命講習につきましては必須であると考えておりますので、引き続き実施してまいります。

議員御指摘のとおり、中学生にもなれば体格は一人前になってまいります。地域防災計画に中学生の役割分担を明記することまではできないまでも、災害発生時には近所の方々と協力して、避難所まで避難する際の誘導や高齢者の移動介助、あるいは避難所での小さな子供

たちの世話や食事介助の手伝いなどの役割は担っていただきたいと思います。こうしたことから、各中学校で定期的に行われます避難訓練等の場を利用して、災害時に期待される中学生の役割を自覚してもらえよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の、羽沢貝塚 3,000平方メートルの今後についてのお尋ねですが、先ほどの山田勝議員への御答弁のとおりでございます。

この土地は、岐阜県内では本市にしかない貴重な貝塚遺跡が、宅地開発などにより破壊されることのないよう、現状の保存を目的に旧南濃町時代に購入したものと伺っておりますので、当面は現状のまま保存するとともに、遺跡内の開発を防ぐために必要な土地は購入してまいりたいと存じております。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する御回答とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔4番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 先ほど市長さんから、中学生の消防署等の関係、お聞きしました。

今の子供たちにはいかにそういう鍛える場が必要かと。当然、こういったことに限らずいろんな鍛える場が必要と考えます。また、先ほど申しましたように、地域の方々といかに一緒に行動させるか。一員であるということをいかに自覚させるかということも非常に大事なことです。今は学校だけで本当に純粋培養されて、非常にその面でひ弱であると思います。今後そういったことも考えながら、市としていろんな計画を立てていただきたいと思います。

それと、昨日、ある羽沢の女性の方、40代のお母さんでしたが、羽沢貝塚は自分たちを知る場所、私たちの源であると言われました。何千年前に人が住んでいたところ。今もその場所に自分たちが住んでいる。何千年前の先祖がいて自分たちがいる。今の自分たちがある、その意味で、羽沢貝塚は地域に住む人々にとって本当に大切にしなければならない場所である。それを自覚し精いっぱい生きなくてはならない。それを子供たちにも教えなくてはならない。私たちは学ぶ拠点としたい。立派な建物は不要。むしろ、大昔のような粗末な建物で結構。粗末な建物が似合う、そんな中に発掘物は展示したいと言われた方がございます。私たちは今まで本当に外から客観的に考えて判断してきましたけれども、羽沢に住む方、地域に住む方からそういった御意見を伺いまして、本当にある意味ショックでございました。そういった考えのもとに今後進めていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。お願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） その思いは全く同じでありまして、今までじゃあどうしてこられたの

かと。市になって、せっかくそういう大事なものが発掘されておりますので、それを大事にしていきたいということであります。

民俗資料館におきまして、掘り出された場所はきちっと明示をしまして、そしてそこを見に行ってくださいと、現地はここですから。そういったものは出すわけでありまして、あの3,000平方メートルにおきましては、実はあの下にまだ人骨が埋まっております。その上に物を建てるということは、とてもそれは感情的にもできませんし、法律的にもできないんですね、まだ文化財がありますので。

したがいまして、非常に大事な、その意識は共通の意識でありまして、今度海津市が合併いたしましたして、その大切なものを海津市の小学校・中学校が全員訪れる資料館に展示をさせていただいて、そして市民、当然、羽沢の方々もお地元としてのお気持ちはございますでしょうし、海津市民の子供として育つこれからの子供たち、そしてこの地域に住む方々が、この海津市の歴史に誇りを持って生活をしていただく、そういったことが非常に必要であろうということで、民俗資料館の中で展示をさせていただくということでございます。

それで、あそこに、実は午前中の山田勝議員からもお話がございましたけれども、じゃあ残っている文化財をどうするかと、これからそういったことがテーマになってくると思いますが、そのことにつきましても、しっかり後世に残すことができる措置をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔4番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） それで、その資料館の中から羽沢がどこであるとか、当然そういう指図はあると思いますけれども、じゃあ現地に行かれて、今の草が生えていて、ただ草刈りだけをしての場所へ誘導をされるだけなのか。その現地は今後どのようにしたらいいとか、もしそんなことがありましたらお聞きしたいんですけれども。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私も実はこちらに戻りましてから、羽沢貝塚というのはどこにあるのかというのを自分一人で見に行きました。

あの場所を見てまいりましたけれども、確かに今のままの現状でいいのかという問題点はあるかと思いますが、ただ、バスで行くとか、そういう入る道もないんですね、あそこは。ですから、多くの方々に御理解と御認識をいただくという場所で、民俗資料館でしたらば、先ほど午前中に申しましたように、215の小・中学校が来てくれると、そういうことでちょうど1階が地下1階のようになっておりまして、古い時代、縄文時代から弥生時代の遺跡、そして中世の歴史、そういったものが一体となって学べる場所ができたら非常にいいの

ではないかということで、民俗資料館の審議会の先生方の御提案もいただきまして、現在進めさせていただいているわけでございます。

それで、先ほど羽沢のものであると。確かにその気持ちはそのとおりだと。あそこで出たものでございますので、そうでございますけれども、あそのものを全部こっちへ持つてくるわけじゃなくて、本物はまだ向こうにあるわけでありまして、そのところの御理解をいただければと、このように存じます。

藤 田 敏 彦 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、18番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

〔18番 藤田敏彦君 登壇〕

○18番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

エコドーム建設について、本日はエコドームの質問が大変多うございます。繰り返しの答弁になるかと思いますが、よろしく願いをいたします。私は私なりに調査をし、研究をしてまいりましたので、質問、意見を述べさせていただきます。

エコドーム建設について市長の方針をお伺いいたします。

市長は、1年前からエコドーム構想を強く主張されておられました。私も地球温暖化、資源循環型社会については、以前から非常に関心を持っておりました。

ことしの冬はどこに行ってしまったのであろうか。地球温暖化の影響により、このまま進むと北極圏の氷が2040年には消滅すると言われております。シベリアの永久凍土も解け始めております。最近では、ガラパゴス諸島に赤いイグアナが出現し始めたと言われております。海水の温度が上昇し、海藻類が赤くなってしまったのが原因だそうです。自然の生態系がどんどん破壊されつつあります。海水面も将来2メートルから6メートルも上がると言われております。上げれば次々と出てまいります。これはやはり人間が文明の発達とともに地球を破壊してきたためではないか。人間は知恵というものを与えられた、この小さな地球という太陽系惑星の支配者であるかのごとく勘違いをしております。このままでは、破壊が進むとバクテリアの世界になってしまいます。

最近、EU諸国の最重要課題は、地球温暖化防止だそうであります。2020年までには20%のCO₂の削減を目標としております。我が海津市もエコドームを建設し、市民に3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識改革をしていただいてはどうでしょうか。

私は桑名市のエコドーム、名称をクルクル工房といいますが、所長さんに詳しくお話を聞きましたが、まず立ち上げ、スタートが大切である。最初は行政が研究し、知識を身につけ先導し、自治会への説明会を繰り返し、そしてリーダーをつくる。環境団体の勉強会を何回

か開き、熱意を持って行動すれば市民には必ず理解してもらえるはずであります。桑名市では小学校４年生に、環境学習として授業に取り入れております。

最近、市道、国道でのごみ袋のぼい捨てが非常に目立ちます。本当に情けなく思います。スーパーでのレジ袋をマイバッグのシステムなんかを実施されたらどうですか。桑名市では１回に１個のシールを店でもらい、１シート２０個でトイレのロールをいただくとか、２０シートでオリジナルクルクル工房のマイバッグと交換できるとか、年に２回、シートにより抽せん会があり、各種商品と交換してもらえます。商工会の発展にもつながり、相乗効果が出てまいります。市周辺のいなべ市、朝日町もグループに入っているそうであります。見学者は東京都を初め関東地区からかなりお見えになると聞きました。

市長、海津市は人口４万人の小さな市ではありますが、エコドーム建設により全国へ情報を発信し、名声を上げ、環境省へも強くアピールされることを希望いたします。地球温暖化防止対策に取り組まずして、経済の発展、平和、教育、福祉はあり得ない。これが私の理念であります。

どうか市長、少々の抵抗勢力はあると思いますが、強い熱意と自信を持って頑張っていたきたい。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 藤田敏彦君の質問に対する答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の、エコドームの建設についての御質問にお答えします。

エコドームにつきましては、今回の一般質問におきまして４名の先生から御質問をいただいております。改めて議員各位の環境問題に対する御関心の高さを感じ入っております。

２１世紀という新しい時代に入って７年目を迎えますが、少子・高齢化、国際化、情報化、成熟化などといった大きな時代の潮流がございますが、私はその中心は環境問題であると考えております。したがって、今日の、そして今後の行政は、環境を中心に据えて考えていかないと、取り返しのつかないことになると思っております。

さて、藤田議員におかれましては、桑名市のクルクル工房を独自に御視察いただいた上で、エコドームの必要性を御理解いただきましたことに感謝を申し上げます。私も桑名市のクルクル工房は視察に伺っておりますが、マイバッグの取り組みについてはお聞きしておりませんでしたので、再度担当者を視察に伺わせ、商工会とも連携して検討を進めていきたいと思っております。

また、岐阜県におきましても、県内のスーパーマーケットに持ち帰り可能なマイバスケッ

トを 8,700個配布し、レジ袋の削減に向けた取り組みを始めております。さらに、大垣市をモデル地区として、来年4月をめどにレジ袋の有料化に向けた取り組みを進めることが合意されております。

本市におきましても、こうした動向を踏まえ、エコドームを拠点とし、ごみのさらなる減量化と限りある資源の枯渇防止のため、資源を資源として繰り返し有効に活用していくシステムづくりなど、環境対策に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、地球温暖化問題でございますが、地球温暖化、言葉としては非常に優しい響きがございますが、これは地球の危機といってもよい大問題であります。予想される影響の大きさや深刻さからも国際的な関心が高まっており、「デイ・アフター・トゥモロー」や「不都合な真実」といった映画も製作されております。

地球温暖化対策は、結局は私たち一人ひとりの生活様式の見直しと、自治体の率先実行並びに住民への支援により、実効のあるものになります。特に、住民の皆さんの理解を得て、ライフスタイルを見直していただくには、軸となる契機が必要であり、その具体策の一つがエコドームであると考えております。限りある地球上の資源やエネルギーをむだにしないよう、この社会が持続できるよう、3R運動の実践を通じて地球温暖化対策を推進し、責任ある自治体としての責務を果たしていきたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔18番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 18番 藤田敏彦君。

○18番（藤田敏彦君） あと1点でございますが、桑名市の場合、生ごみをぼかしといいますか堆肥をつくって、そんなこともやっております。

将来エコドームが大分波に乗ってきましたら、桑名市みたいに、桑名市は堆肥をつくる達人と言われる方がお見えになって、本当に親切に指導して、生ごみを何キロ持ってきた方には堆肥をこれだけお分けしますとか、喜んで皆さん持ってまいります。その現場も、私、対面しました。それで、エコドーム建設によって、市民とか市長の頑張りによってこれが国の方へ響き渡った場合、つまり霞が関まで届いた場合、またこの地で国とか大学の環境に関する研究所の一つも誘致をできれば、これは市の財政にも非常にプラスになって、シナジー効果があらわれてくると思います。

この前の産業建設委員会を傍聴させていただきました。近藤議員が、市長、今ごろドームをつくるのはむしろ遅いんじゃないかと、こういうふうに言われました。私も全く同感であります。ぜひ待ったなしで頑張ってください。

よろしく願いをいたします。

- 議長（西脇幸雄君） 答弁よろしいですか。
 - 18番（藤田敏彦君） 将来、生ごみとか堆肥なんかは計画を考えてみえますかということが質問です。
 - 議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。
 - 市長（松永清彦君） 確かに桑名市のクルクル工房では堆肥づくりの名人が御活躍をしておられました。そういったことも含めまして、今後、堆肥化の問題も、議員が御指摘のありましたような形で進めてまいりたいと、このように考えているところであります。
そして、その活動を地域の大きな活動として政府に訴えて、新しい研究機関を持ってこいと、それは一生懸命努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。
 - 議長（西脇幸雄君） これをもちまして、一般質問を終結します。
ありがとうございました。
-

散会の宣告

- 議長（西脇幸雄君） 以上をもって、本日は散会をいたします。
長時間にわたり大変御苦労さんでございました。ありがとうございました。
傍聴の皆さん方、大変ありがとうございました。

（午後2時00分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年3月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

